

第二次中津川市子ども読書活動推進計画

(2019～2022年度)

中津川市

目次

第1章 はじめに	1
Ⅰ. 第二次計画策定の趣旨	1
Ⅱ. 第二次計画策定の背景	1
1. 子どもの読書を取り巻く情勢	1
2. 子どもの読書をめぐる動き	2
3. 関連法令や計画等との体系	2
第2章 第一次計画の取り組み（成果と課題）	3
Ⅰ. 第一次中津川市子ども読書活動推進計画の推進施策分類	3
Ⅱ. 施策分類ごとの成果と評価	4
1. 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進	4
(1) 家庭における読書活動の推進	4
①家庭での読書活動の推進	
②読書の大切さを伝える活動を実施	
③子育て講座等を通じた読書活動の推進	
(2) 地域における読書活動の推進	4
①市立図書館・公民館図書室	
②児童館等公共施設	
③障がいのある子どもへの取り組み	
④外国語を母語とする子どもへの取り組み	
(3) 学校における読書活動の推進	6
①幼稚園・保育園	
②小学校・中学校	
③高等学校	
2. 子育て支援団体や企業等における子どもの読書活動の推進	7
(1) 子育て支援団体・図書館関係団体	7
(2) 企業・関係団体等	7
(3) 行政関係機関	7
3. 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実	8
(1) 家庭	8
(2) 市立図書館・公民館図書室	8
(3) 公民館	8
(4) 学校図書館	8
(5) 幼稚園・保育園	8
(6) 児童館等公共施設	8
(7) 障がいのある子どもの読書環境	8

(8) 外国語を母語とする子どもの読書環境	8
Ⅲ. アンケート調査にみる第一次計画後の現状	9
Ⅳ. 次期計画策定への課題	24

第3章 第二次計画における取り組み 25

Ⅰ. 基本的な考え方	25
1. 計画の位置づけ	25
2. 基本的な考え方	25
3. 計画の対象	26
4. 計画の体系	25
5. 計画の期間	26
Ⅱ. 施策の方向性と主な取り組み	26
1. 人づくりにつながる読書活動の推進	26
(1) 家庭における読書活動の推進	26
(2) 地域における読書活動の推進	27
①市立図書館・公民館図書室	
②児童館等公共施設	
③障がいのある子どもへの取り組み	
④外国語を母語とする子どもへの取り組み	
(3) 学校における読書活動の推進	31
①幼稚園・保育園・こども園	
②小学校・中学校	
③高等学校	
2. 市民や関係する機関・団体との協働による読書活動の推進	34
(1) ボランティアや関係機関・団体への支援と協働	34
①子育て支援団体・図書館関係団体	
②企業・関係団体等	
③行政関係機関	
3. すべての子どもが等しく本に親しめる読書環境の整備	36
(1) 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実	36
①家庭	
②市立図書館・公民館図書室	
③公民館	
④学校図書館	
⑤幼稚園・保育園・こども園	
⑥児童館等公共施設	
⑦障がいのある子どもの読書環境	
⑧外国語を母語とする子どもの読書環境	

Ⅲ. 計画の推進に向けて	40
1. 子どもの読書活動を推進する機関・団体等との連携と協力	40
2. 子どもの読書活動を支える人材の育成	40
3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	40
4. 財政上の措置等	40
5. 計画の進捗管理と評価	40

資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律	42
中津川市民読書基本条例	44
第二次中津川市子ども読書活動推進計画策定委員	45

第1章 はじめに

I. 第二次計画策定の趣旨

来るべきリニア時代を担っていく子どもたちは、今ある暮らしの中で様々な体験を重ねながら、人間性や社会性、問題を解決する能力や感動する心を育みつつあります。これらの中で子どもにとっての読書活動は、「子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」とされています。子どもは本との出会いを通して、広い世界を知り、知識を得たり考えを深めたりすることができるようになります。読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付けることは生涯を通じた財産を手に入れることとも言えます。

子どもがあらゆる機会と場所で自主的な読書活動ができるように読書環境を整備することが、中津川市の「読書によるひとづくり」の礎となることを念頭において、平成24年度から「中津川市子ども読書活動推進計画（第一次）」に取り組んできました。計画においては、子どもの読書活動の具体的な方策・目標を明らかにし、その施策を家庭、地域、学校、関係団体・機関が連携して一元的かつ計画的に推進することを目標としました。この間、「中津川市民読書基本条例」（平成25年10月）、「中津川市教育振興基本計画」（平成27年6月）が策定され、中津川市の読書推進への取り組みの方向性や人づくりにおける読書の大切さが明らかにされており、市全体で積極的に子どものための読書環境を整えていくことの重要性はさらに高まっています。

第一次計画で示された子どもの読書活動推進の意思を引き継ぎ、その成果と課題を踏まえて、「中津川市子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定します。

II. 第二次計画策定の背景

1. 子どもの読書を取り巻く情勢

少子高齢化による生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や技術の革新により、社会環境は大きく、また急速に変化する時代を迎えています。子どもたちには、様々な変化に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築できるようにすることなどが求められています。

その一方で、情報通信技術（ICT）が暮らしの中に入り込み、その利用時間は増加傾向にあって、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になっている反面、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかと指摘もあります。

学校教育においては、学習指導要領等の改訂が行われ、子どもの言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要しつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。また、幼稚園においては、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととし、それらをとおして想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

こうした情勢の中で、読書活動は、読み取った情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに役立つという点からも、その重要性が高まっていると考えられています。

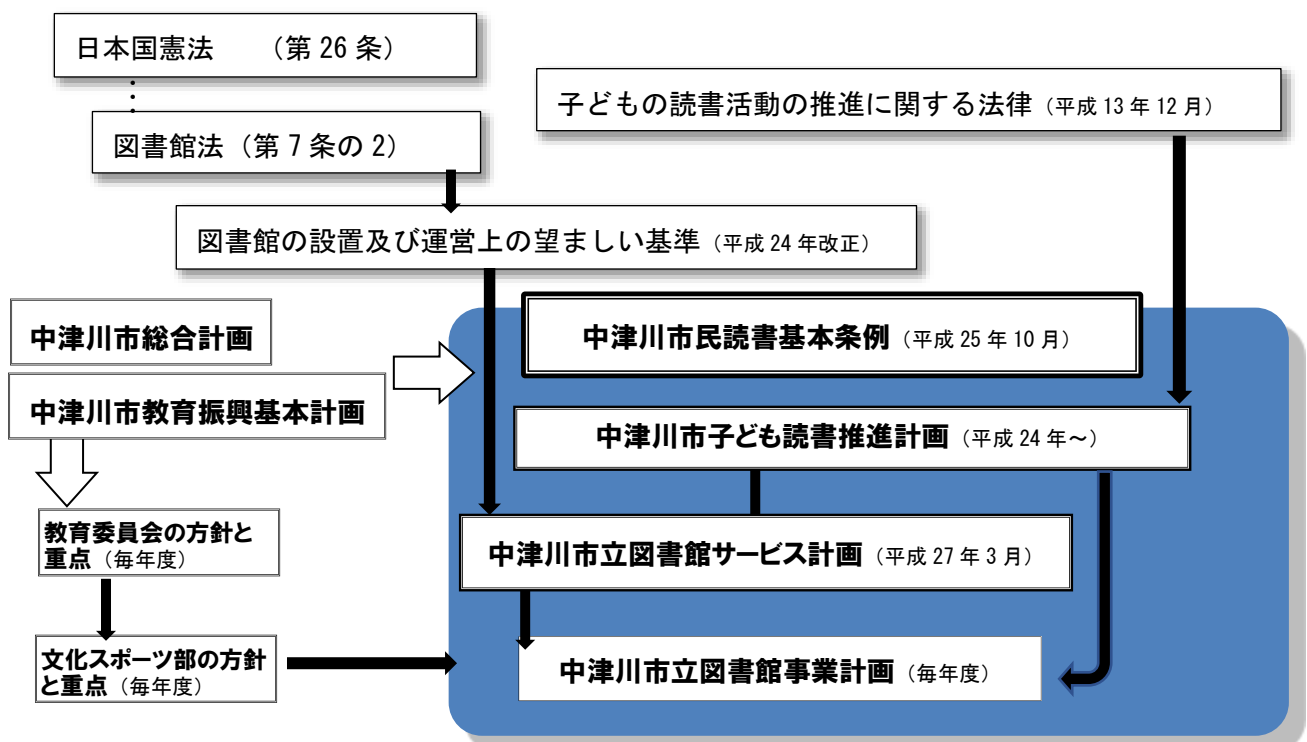
2. 子どもの読書活動をめぐる動き

国においては、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることを目的に平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。平成14年8月には最初(第一次)の「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画、平成30年4月には第四次基本計画を定めて子どもの読書活動を推進しています。

岐阜県では、平成16年3月に「岐阜県子ども読書活動推進計画」が策定され、平成22年3月の「同計画(第二次)」、平成27年3月の「同計画(第三次)」によって、子どもが「読書を楽しむ」こと、「読書から学ぶ」ことを目指して読書活動の推進が図られています。

本市においても、平成24年3月に「中津川市子ども読書活動推進計画」が策定されました。計画では、子どもの本に親しむ機会や読書環境の充実を目指して、あらゆる機会と場所で読書活動ができるようにその方針と具体的な取り組みを示し、家庭、学校、地域、図書館、関係団体・機関などが相互に連携、協力してすすめてきました。平成25年には「中津川市民読書基本条例」が制定され、市、家庭、学校、地域それぞれの読書推進への役割を明らかにしつつ、中津川市の今後の読書推進にむけた道標が示されました。また、平成27年には「中津川市教育振興基本計画」が策定され、「学び、活かす市民」をリニア時代の中津川市を創る市民像としています。目指す姿を実現するための生涯学習の方向性として「いきいきとした人づくりの実現」を掲げ、3つの人づくりのひとつとして「読書による人づくり」をすすめています。

3. 関連法令や計画等との体系



第2章 第一次計画の取り組み(成果と課題)

I. 第一次中津川市子ども読書活動推進計画の推進施策分類

第一次計画においては、計画推進の施策を以下のとおりに分類して取り組みました。

1. 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

- (1) 家庭における読書活動の推進
- (2) 地域における読書活動の推進
 - ①市立図書館・公民館図書室
 - ②児童館等公共施設
 - ③障がいのある子どもへの取り組み
 - ④外国語を母語とする子どもへの取り組み
- (3) 学校における読書活動の推進
 - ①幼稚園・保育園
 - ②小学校・中学校
 - ③高等学校

2. 子育て支援団体や企業等における子どもの読書活動の推進

- (1) 子育て支援団体・図書館関係団体
- (2) 企業・関係団体等
- (3) 行政関係機関

3. 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実

- (1) 家庭
- (2) 市立図書館・公民館図書室
- (3) 公民館
- (4) 学校図書館
- (5) 幼稚園・保育園
- (6) 児童館等公共施設
- (7) 障がいのある子どもの読書環境
- (8) 外国語を母語とする子どもの読書環境

Ⅱ. 施策分類ごとの成果と評価

1. 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

子どもの日々の暮らしの舞台となる「家庭」「地域」「学校」に分けて、子どもの読書を推進するうえでそれぞれの役割と機能に応じて施策に取り組みました。

(1) 家庭における読書活動の推進

- ・ 目標：家族で本を読む家庭づくり
- ・ 11施策／22事業

家庭での読書時間を増やすための取り組みを実施しました。

① 家庭での読書活動の推進（2施策/8事業）

乳幼児を持つ親や妊娠中の方を対象にした「パパママ教室」、「読み聞かせ事業」などは定期的に進められましたが、参加率が低い状況が課題となっています。

「家読推進プロジェクト」と連携しての啓発事業は実施されませんでした。読み聞かせ、親子読書等がすべての園、小・中学校で取り組まれ親子の絆づくりを深めています。

② 読書の大切さを伝える活動を実施（7施策/12事業）

市立図書館・公民館図書室では、専用コーナーを設けての子ども本の紹介や読み聞かせボランティアの養成講座を開催しました。

「ブックスタート事業」での図書貸出バックの配布、絵本の贈呈を取り止め、「絆スタート」として、絵本の紹介、読み聞かせに関する講話に内容を変更しました。公民館活動の中で、講師を招いた読み聞かせ会はほとんど実施されませんでした。ボランティアやメンバーによる読み聞かせが行われました。

課題としては、ボランティアの活動場所や機会の提供、読み聞かせサークルの立ち上げ、ボランティアと協働した「読書啓発事業」などの事業が拡大できなかったことがあげられます。

新たな人材発掘や生きがいに繋がる活動場所の創設が求められています。

③ 子育て講座等を通じた読書活動の推進（2施策/2事業）

保護者対象に読み聞かせ講座、講演会などを開催しましたが、講座受講の新規参加者の確保が課題となっています。

(2) 地域における読書活動の推進

- ・ 目標：子どもの読書活動を支える施設の充実と団体の支援
- ・ 37施策／55事業

子どもの読書活動を支える施設の充実と団体の支援を行いました。

① 市立図書館・公民館図書室（16施策/26事業）

子どもが読書に親しみ、自分で考え、判断できる力を養う場と機会を提供することや、家庭、学校で

の活動を支援する事業です。

子ども向け図書・資料の充実、幼稚園・保育園・学校等への「配本サービス」や「図書情報の提供」などの支援事業、郷土の作家を紹介するなど市の特性に応じた読書活動が主な内容となっています。

はがきコンクールなどの図書館くらぶとの協働イベントや定期的な読み聞かせ会は充実し、また配本車を増やし、全市的に配本巡回を拡大するなどの取り組みは進んでいます。

しかしながら未着手事業は2事業あり、「大型絵本」「紙芝居」の充実、図書情報メール配信の拡大が希求されています。図書館との連携による幼稚園教諭・保育士、学校司書のスキルアップ事業、ボランティア派遣は更なる充実が求められています。

中津川市の地域特性に応じた読書活動の推進については、地域文化のアーカイブス化と提供が行われ、地元絵本作家コーナーも利用者が手に取りやすい場所に設置されています。

② 児童館等公共施設（6施策/12事業）

図書館との連携や団体貸出しによって本と出会える環境づくりを進めること、また公共施設に図書コーナーを設置したり、市の読書推進イベントをPRすることを進めています。

児童館等公共施設での蔵書の充実、図書の貸し出しや配本サービスの利用が拡大してきましたが、図書館職員による選書や本の手入れについてのアドバイスや人的支援について、より一層図書館との連携が求められています。

③ 障がいのある子どもへの取り組み（9施策/11事業）

発達支援センターなどでの図書等の充実、図書館からの配本サービスの活用を進める事業です。

障がいのある子どもに配慮した本や保護者向けの本等の図書の充実、点訳や音訳のボランティア活動の支援は行われてきていますが、在宅の子どもに配慮したサービスをはじめ、対面朗読サービスの充実、障がいのある子どもが本にふれあえる場所の確保が求められています。

④ 外国語を母語とする子どもへの取り組み（6施策/6事業）

外国語図書の充実やすべての子どもが楽しめるイベントへの参加促進、母語・日本語に触れることなど、本を通したコミュニケーションの場づくりの事業です。

多種の言語の蔵書をそろえることをはじめ、職員などの利用者への対応、外国語サインの整備については、進んでいないのが現状であり、今後の課題となっています。

（3）学校における読書活動の推進

- ・ 目標：園・学校生活を通じた読書活動による本を楽しむ習慣づくり
- ・ 29施策/62事業

園・学校での、それぞれの年齢、発達段階に応じた読み聞かせや学習を通じた本に親しむ習慣づくりに取り組んできました。

① 幼稚園・保育園（7施策/9事業）

子どもが言語感覚と豊かな情操を育むことができるよう、本にふれあう環境を充実させていくため

の事業です。

各園では、読み聞かせの大切さについて、園だよりや講演会等による保護者への働きかけを行うとともに、園児に絵本を貸出し、自宅での読み聞かせを推進しています。

幼稚園教諭・保育士を対象とした読み聞かせの実技などの研修、市立図書館からの読み聞かせ会のサポートや人的支援が求められています。

② 小学校・中学校（14施策/20事業）

各学校が様々な工夫を行いながら、市立図書館・公民館図書室と連携を密にし、学校図書館を中心とした読書活動の活性化を進めていく事業です。

児童の読書傾向を把握して読書量の増加と内容（質）の向上を図る指導の充実、読書週間の啓発などにより、学校図書館の利用が盛んになってきました。

一方で、学校図書館司書の更なる充実や学校独自の推薦図書の選定、保護者や地域のボランティアの支援による学校図書館づくりが求められています。

学校図書館資料のデータベース化については、内容、時期などの事業内容を見直す必要があります。

③ 高等学校（8施策/33事業）

小中学校で養った読書習慣を一層確かなものとするため、各人が興味・関心や学習目的に応じて幅広い作品に触れられるよう、市立図書館との連携を深めながら、学校図書館の利用環境を整えていく事業です。ほとんどの計画事業が継続して進められています。

新着図書紹介、朝読書などの読書活動が活発で、学校図書館の蔵書も充実されてきています。また高校によっては図書検索システムの公開等による利用が進み、進路関係や就労情報の本の充実に努められています。

市立図書館・公民館図書室・にぎわいプラザにおける学習スペースの確保と高校生による図書館活動へのボランティア参加率の向上が課題となっています。

2. 子育て支援団体や企業等における子どもの読書活動の推進

「家庭」「地域」「学校」において、それぞれが果たすべき読書推進事業として計画・実施する子どもへの働きかけと並行しながら、「子育て支援団体・図書館関係団体」「企業・関係団体等」「行政関係機関」が行なう事業や活動、あるいは人を集める機能を、子どもの読書活動推進に結びつけるために支援や連携を中心としてすすめました。

（1）子育て支援団体・図書館関係団体（7施策/14事業）

- ・ 目標：本の楽しさを広げる機会づくり
- ・ 7施策／14事業

未就園児との関わりが多い子育て支援団体と、読書の楽しさを広めている読書サークルなどの図書館関係団体への支援事業です。

絵本とのふれあいや、読み聞かせの大切さを保護者に伝えるため、読み聞かせの技術向上の支援や読書活動の支援が広がりつつあります。

各種イベントでの読み聞かせの実施など、読書推進活動を行う団体に対し、市立図書館、地域図書室が連携して人的支援を実施しています。広報・ホームページを活用して、各団体の活動案のPRを行い、活性化に繋がる取り組みが求められています。

(2) 企業・関係団体等（5施策/9事業）

・目標：読書を通じて仕事と子育てを楽しむ生活づくり

・5施策/9事業

仕事を持つ保護者に対して、日常の多くの時間を過ごす企業の協力を得て、読書への支援・働きかけを行なう事業で、過去に組みのなかった事業です。

読書や読み聞かせの働きかけ、企業内文庫の設置、市立図書館・公民館図書室から企業等への貸出しや配本事業については行われませんでした。企業・関係団体からの意見を伺いながら、事業実施の再検討を行う必要があります。

中津川市郷土かるたの普及について、委員会により毎年競技大会が実施されていますが、関係する団体や企業に対して、図書館から読書と関連させた取り組みを積極的に仕掛けていく対応が求められています。

(3) 行政関係機関（7施策/8事業）

・目標：子どもの読書活動を推進するネットワークづくり

・7施策/8事業

子どもの読書活動推進に関係する行政関係団体の事業を把握し、ネットワークを構築して、全市一丸となって「読書による人づくり」を進めていく事業です。

「子ども読書活動推進計画」を周知し、より連携して一体感のある事業推進が求められています。

また、市役所各課はじめ中津川市社会福祉協議会から新規提案された子どもの読書活動推進事業では、「イクメン養成講座」などについて見直しが必要です。

3. 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実

子どもが読書に親しむ場は、一番の心のよりどころである①家庭をはじめ、②市立図書館・公民館図書室、③公民館、④学校図書館、⑤幼稚園・保育園、⑥児童館等公共施設などがあります。また、すべての子どもが等しく読書に向き合うことができるよう⑦障がいのある子どもの読書環境や⑧外国語を母国語とする子どもの読書環境を整えていくことが必要です。それぞれの施設や対象に応じて望まれる読書環境の整備を計画、実施しました。

(1) 家庭（1施策/1事業）

「家読」の周知活動事業—「家読推進プロジェクト」との連携—は実施されませんでした。家庭での読書活動である読み聞かせ、親子読書等がすべての園、小・中学校で取り組まれています。

(2) 市立図書館・公民館図書室（1施策/33事業）

市立図書館・済美図書館・公民館図書室の子どものための図書資料や学習室、サービスの充実、支援

するボランティアの育成等、読書活動を進めるための整備事業などです。済美図書館・公民館図書室では、「図書館まつり」など特色あるソフト事業も含んでいます。

済美図書館の各事業は計画どおり進めてきました、特に中学生ランチタイムよみきかせや移動図書館はこどもの図書貸出数の増加に繋がっています。

公民館図書室では、新刊図書を地域事務所だよりなどで発信、地域の幼保・小・中学校と連携や図書ボランティアとの協働活動がよく推進されています。

今後も図書館ボランティアの育成を図ると共に、公民館での図書室まつりの開催については、未実施の館もあり、地域特色を活かしたイベント開催が望まれます。

(3) 公民館（1施策/15事業）

地域事務所管内公民館の読書推進事業です。書架などの整備事業が主ですが、読み聞かせ活動も進められています。

15事業の内7事業が「未実施・改善要望」の評価であり、全市的に読書推進を図っていく上でも支援強化していく必要があります。

(4) 学校図書館（1施策/1事業）

学校図書館での図書標準冊数について全学校で目標を達成しました。

(5) 幼稚園・保育園（1施策/1事業）

新図書の購入は進められてきましたが、司書の巡回による支援については不足気味で学校司書の増員が望まれています。

(6) 児童館等公共施設（1施策/1事業）

4箇所の児童館及び5箇所の子育て支援センターでは、職員による図書の整備が行われました。

(7) 障がいのある子どもの読書環境（1施策/1事業）

車椅子や通路の幅、トイレなどの環境整備は実施されましたが、点字図書や録音図書の整備については、「図書館サービス計画」に基づき事業内容を拡大する必要があります。

(8) 外国語を母語とする子どもの読書環境（1施策/1事業）

外国語を母語とする子どもたちの読書環境整備や読書の普及は、関連図書の充実に努めています。外国語を取り上げた読書普及イベントは開催できても、外国語を母語とする子どもたちを対象にしたイベントは、地元企業との連携を探るなどの方策を検討する必要があります。

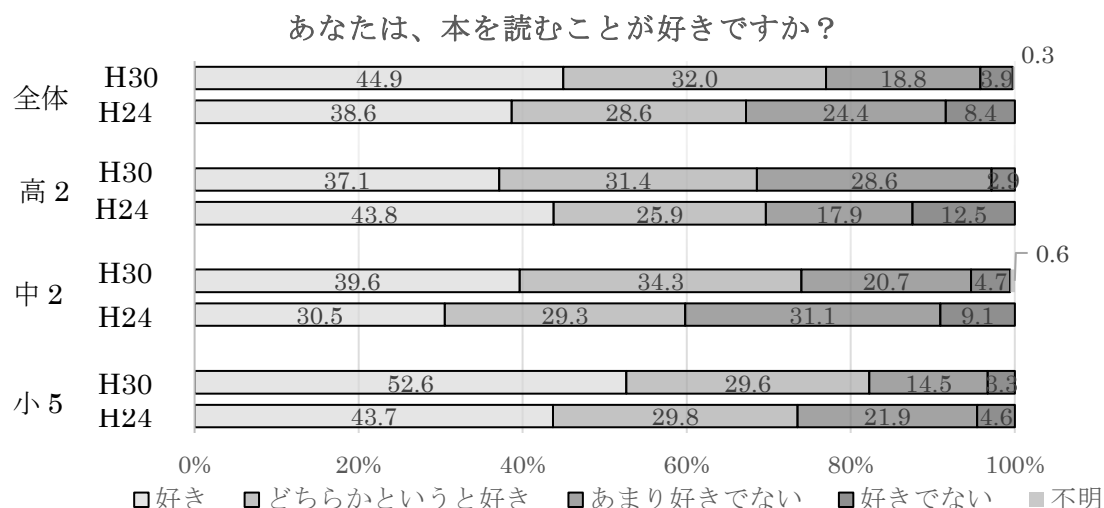
Ⅲ. アンケート調査に見る第一次計画後の現状

小学5年生・中学2年生・高校2年生の読書活動の現状

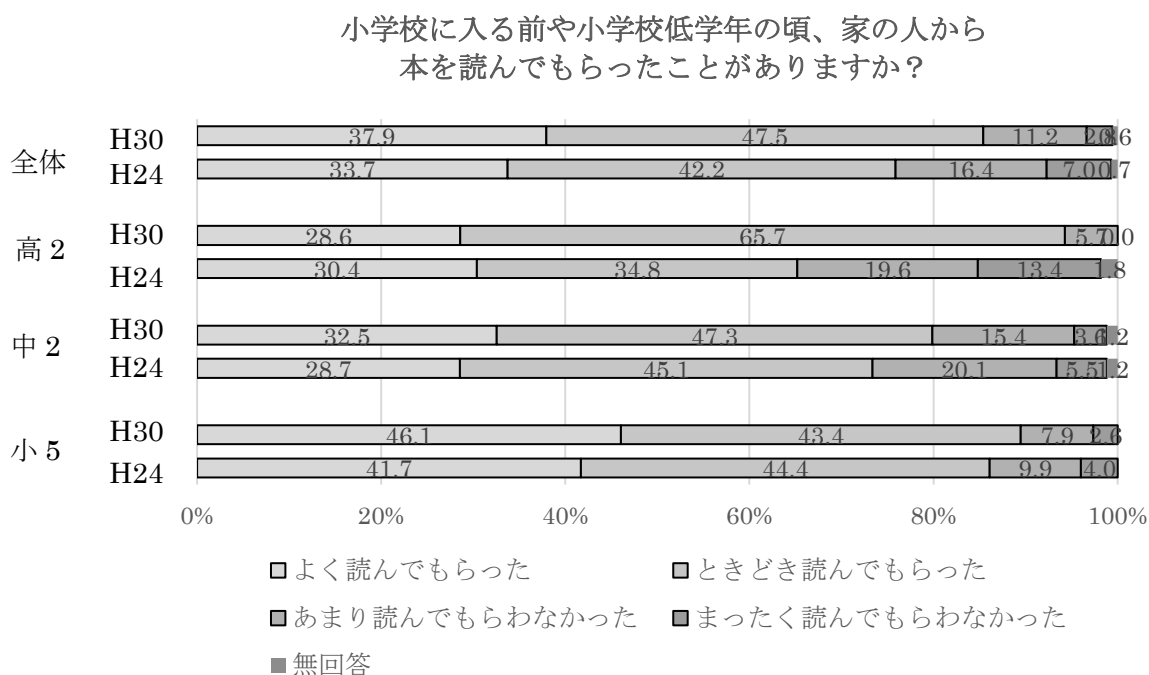
(1) 読書に対する意識

『あなたは、本を読むことが好きですか』という質問に対して、本が読むことが「好き」「まあまあ好き」と回答した児童、生徒の割合は、学年が上がるごとに減少しています。

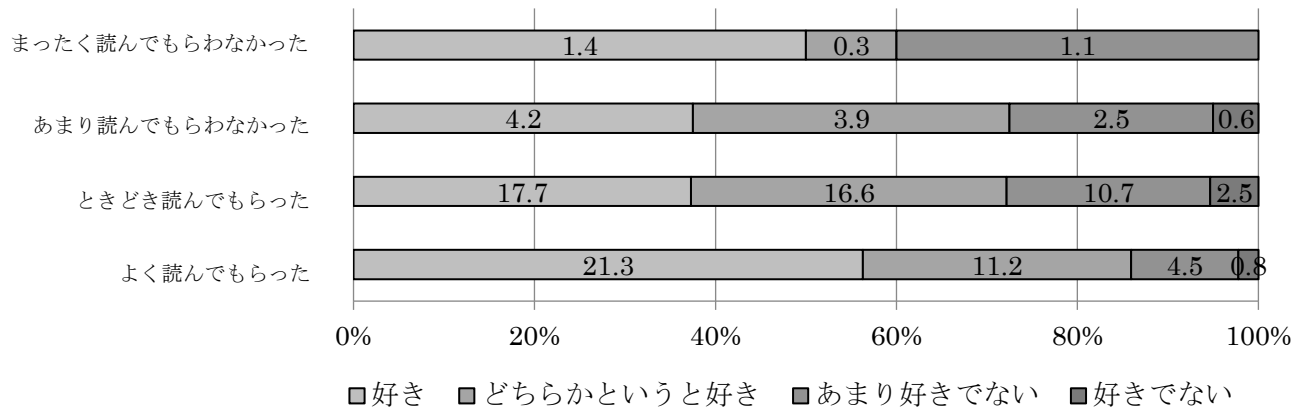
前回の調査と比べると、高2は若干減少していますが、小5、中2は大幅に読書好きが増加しています。また、「嫌い」と回答した割合はどの学年も減少しています。



『小学校に入る前や小学校低学年の頃、家の人から本を読んでもらったことがありますか』という問いに対して、「よく読んでもらった」「ときどき読んでもらった」と回答した児童・生徒は、8割を超え、どの学年も前回の調査より増加しており、中津川市では読み聞かせをする家庭が増えています。



読書の好き嫌いと読み聞かせの関係を、『本を読むことが好きですか』と『小学校に入る前や小学校の低学年の頃、家の人から本を読んでもらったことがありますか』という問いから見ると、「よく読んでもらった」児童・生徒の8割が、読書が「好き」と答えています。この傾向は、前回の調査と同じであり、家庭での読み聞かせが増えると、読書が好きな子どもも増えると考えられます。

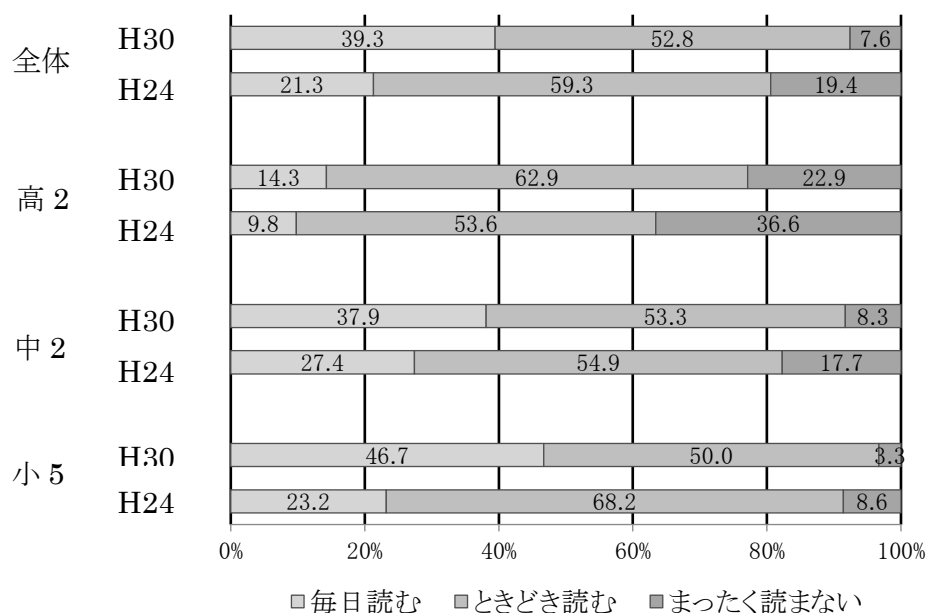


(2) 読書の頻度と量

頻度

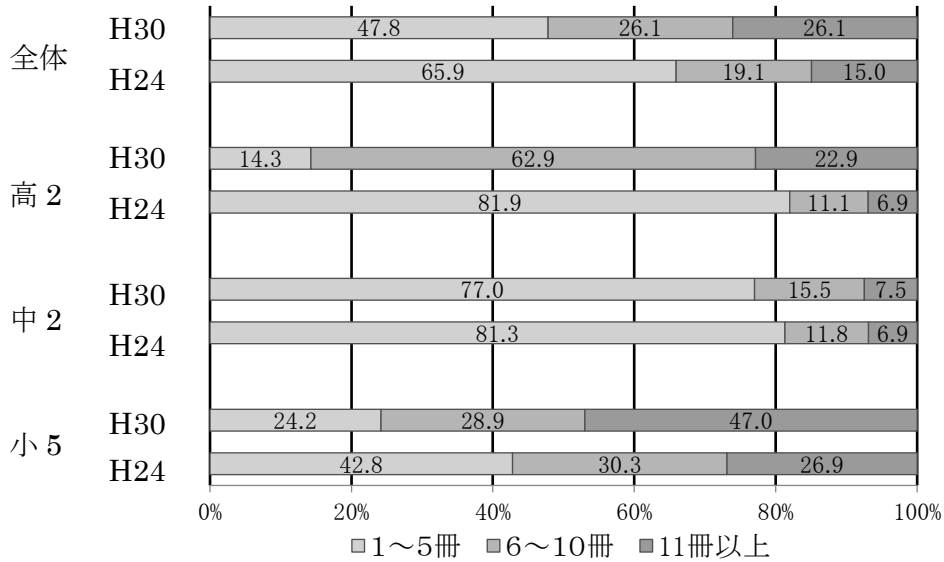
『家や学校などで、どれくらい本を読みますか』という問いに対して、どの学年も前回の調査より、「毎日読む」と回答した児童・生徒は増加しています。また、「まったく読まない」と回答した児童・生徒はどの学年も減少しており、読書の習慣がついてきています。

家や学校などで、どれくらい本を読みますか？



量

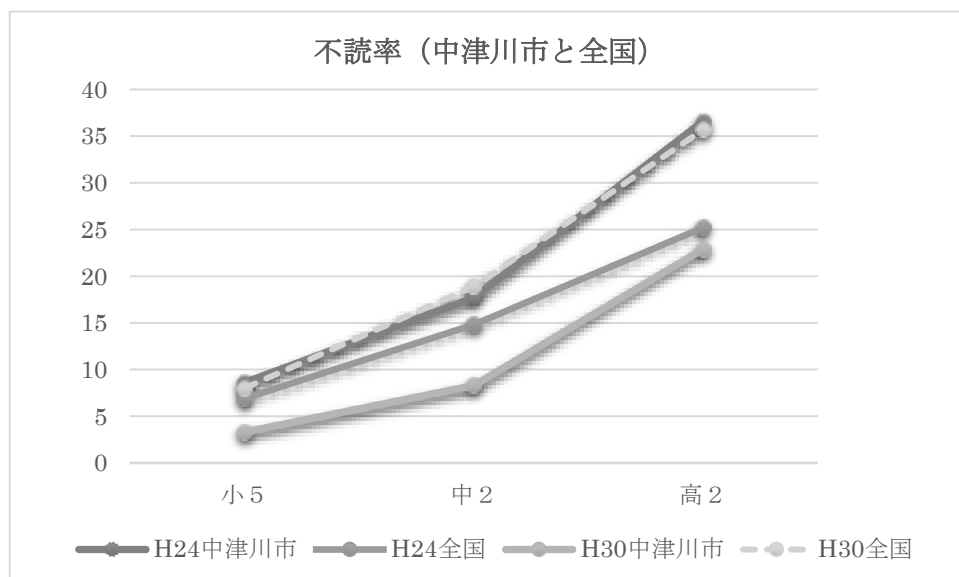
一月に読む本の量については、どの学年も、「11冊以上」という児童・生徒が増加しています。



不読率

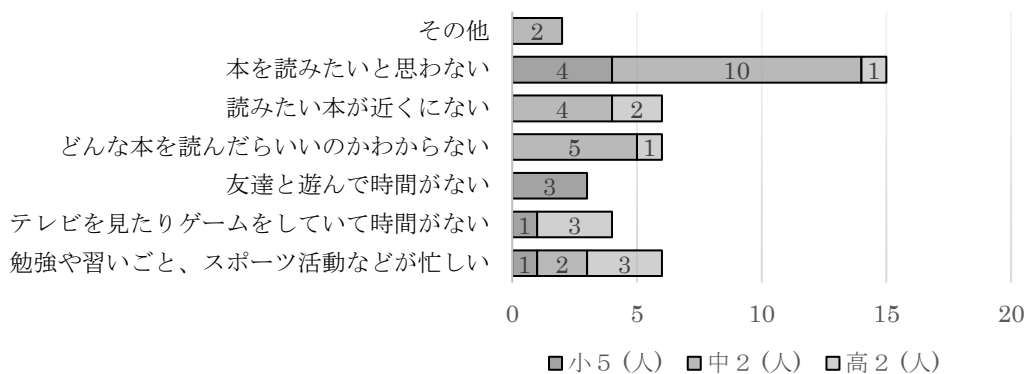
不読率とは1カ月に1冊も本を読まない人の割合のことです。

学年が上がるにつれて、不読率も上がる傾向にあり、全国と比較すると、前回の調査では、どの学年も全国を上回っていましたが、今回の調査では、どの学年も全国を下回りました。活字離れが問題視されている中、中津川市では本を読まない児童・生徒は少なくなってきました。



本を読まない理由は、前回の調査では、「本を読みたいと思わない」という回答が多く、次に「勉強や習いごと、スポーツ活動などが忙しい」「テレビを見たりゲームをしていて時間がない」と続きました。今回の調査では、「本を読みたいと思わない」「勉強や習いごと、スポーツ活動などが忙しい」という回答の次に、「どんな本を読んだらいいかわからない」「読みたい本が近くにない」という回答の割合が多くありました。

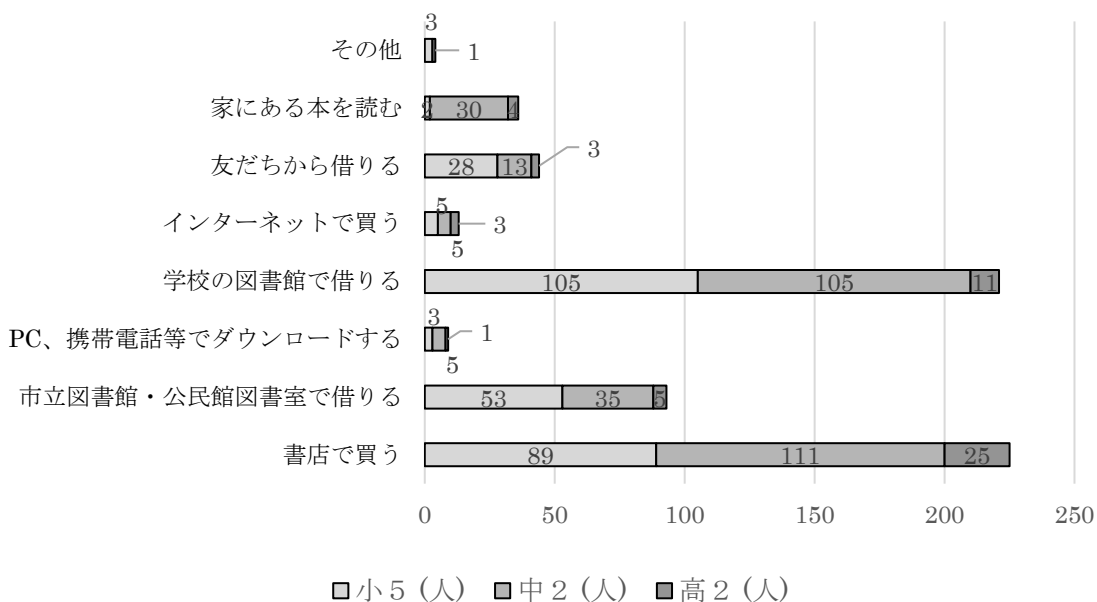
本を読まない理由



(3) 本の入手経路と図書館の利用率

『読みたい本は、どのように手にいれますか』という問いに対しては、学年が上がるにつれて「書店で買う」と回答する割合が増えています。また「学校の図書館で借りる」「市立図書館・公民館図書室で借りる」という回答は学年が上がるにつれて割合が減っています。この傾向は、前回から変わっておらず、図書館の利用率にも現れています。

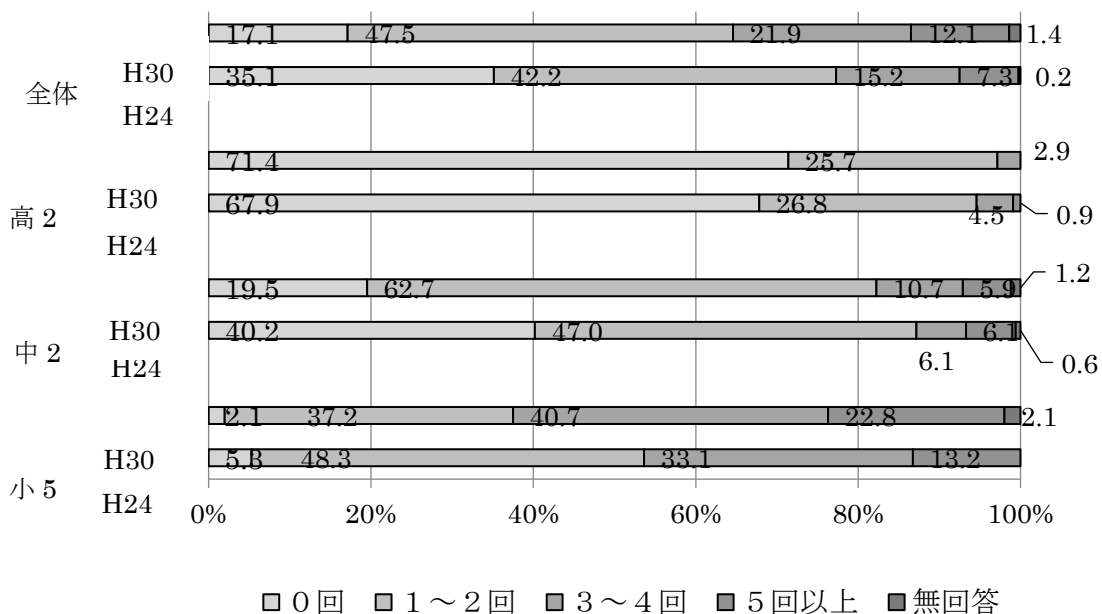
読みたい本は、どのように手にいれますか？



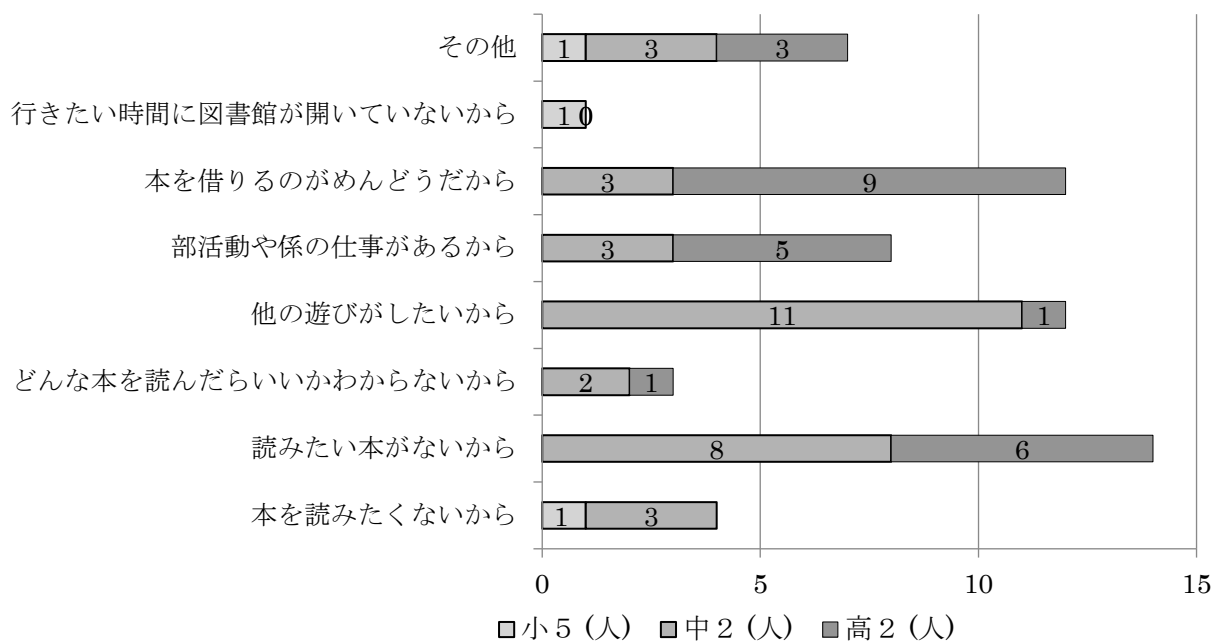
『1週間に何回ぐらい学校図書館へ行きますか』という問いに対しては、小5の児童のほとんどが利用していますが、学年が上がるにつれて利用が減り、高2の生徒の7割がほとんど利用していません。前回の調査と比べ、「0回」と回答した子どもは全体としては減っています。

利用しない理由としては、前回も今回も「読みたい本がないから」「他の遊びがしたいから」「本を借りるのがめんどうだから」と続きます。

1週間に何回ぐらい学校図書館に行きますか？



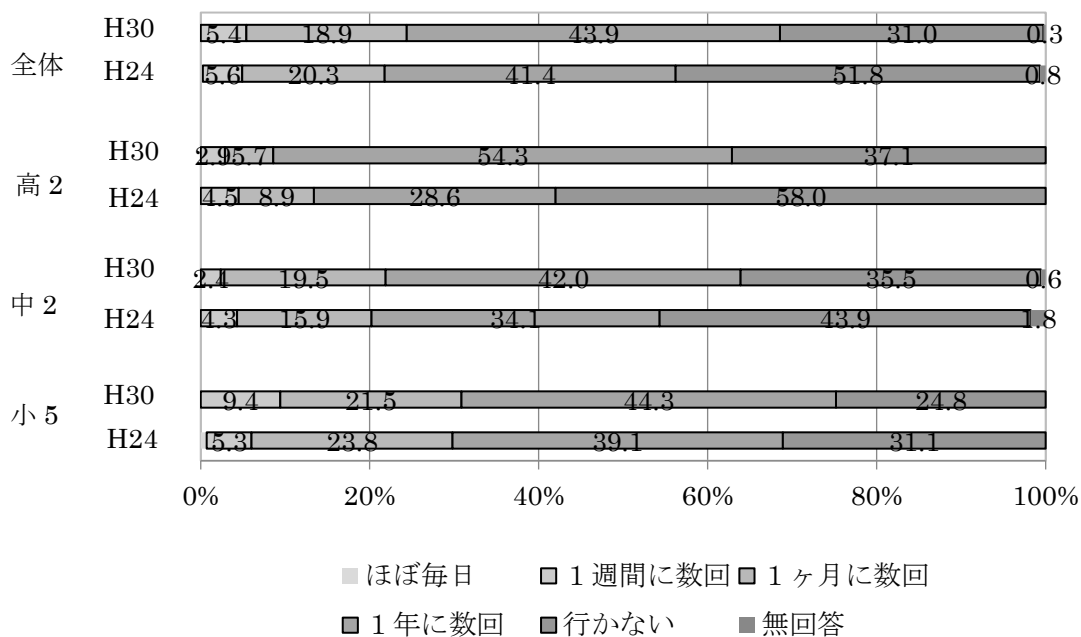
学校図書館を利用しない理由



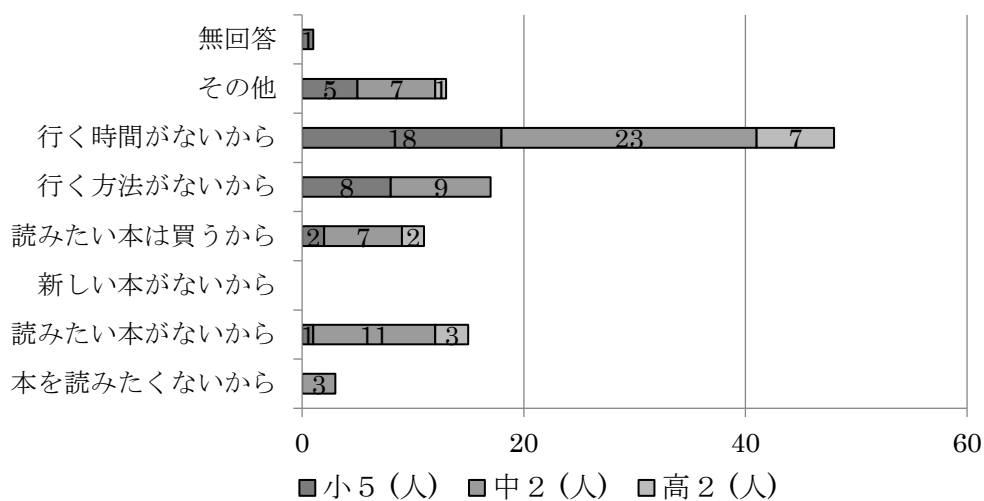
市立図書館や公民館図書室の利用頻度は、前回の調査より「行かない」と回答した児童・生徒は減りましたが、まだ3割の子どもが利用していません。また学年が上がるにつれて、利用頻度が低くなっています。

行かない理由は、前回と同様、4割の子どもが「行く時間がないから」と回答しています。今回の調査では、「行く方法がない」「読みたい本がない」という回答が続きました。

あなたは市立図書館や公民館図書室に行きますか？



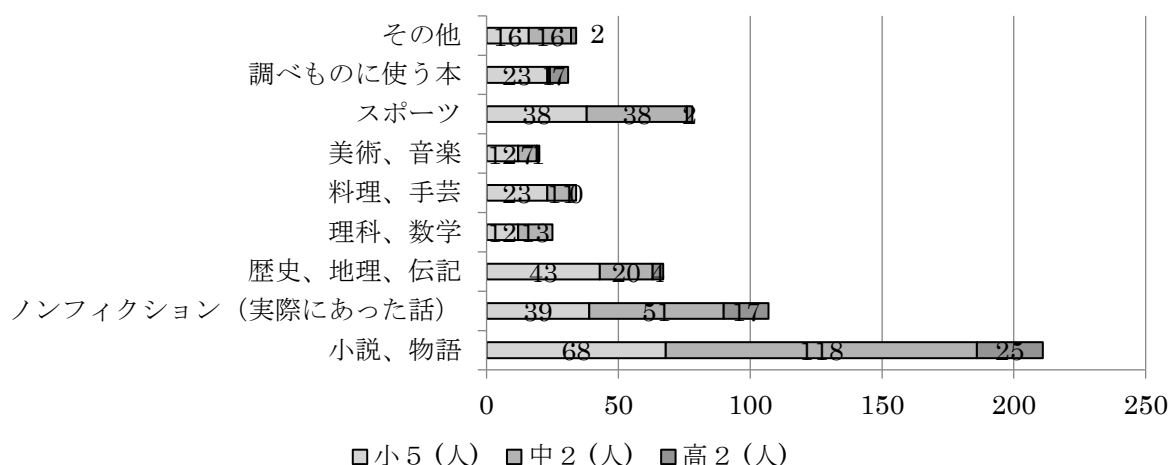
市立図書館や公民館図書室に行かない理由



(4) 学校図書館、市立図書館に望むこと

『学校の図書館にどんな本がほしいですか』という質問に対して、どの学年も「小説、物語」「ノンフィクション」など読み物を希望しています。これは、前回の調査でも同様の結果でした。その他の意見では、小学生は「マンガ」、中学生は「ドラマになった本」「アニメの小説」などメディア化されたものを希望しています。

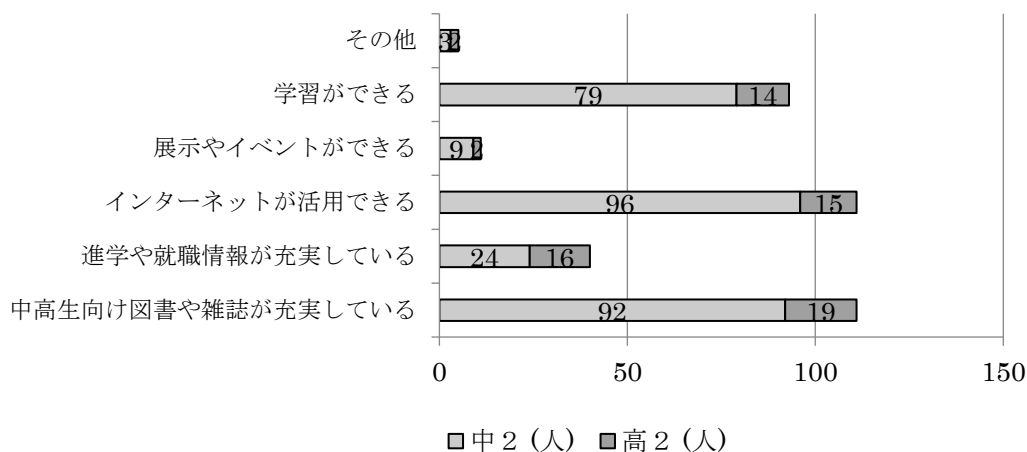
学校の図書館にどんな本がほしいですか？



中2と高2の生徒に、『図書館に「中高生向けコーナー」があったら、どんなところだと利用したいと思いますか』という質問に対して、前回の調査と同様、「中高生向け図書や雑誌が充実している」「インターネットが活用できる」「学習ができる」場を求めています。

また、高校生は、「進学や就職情報が充実している」ことも希望しています。

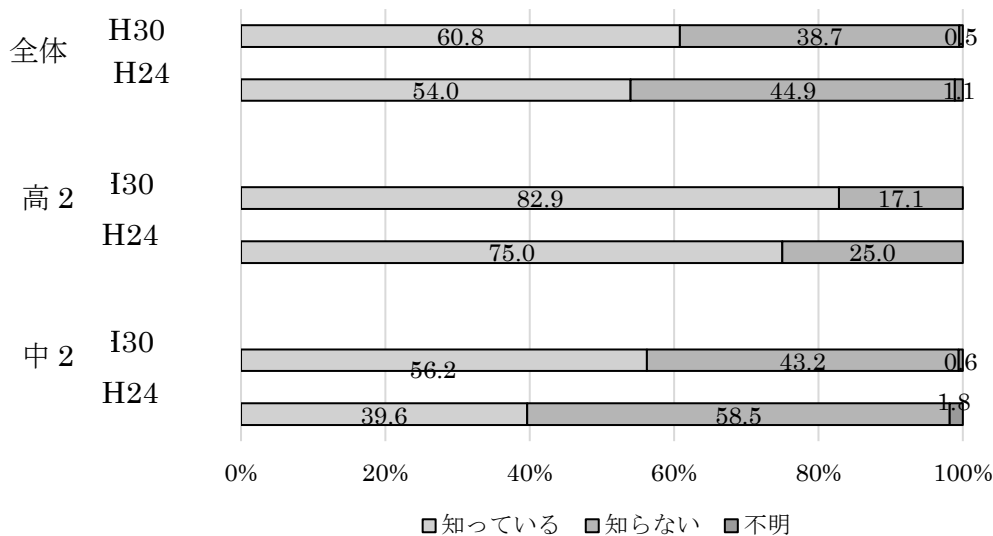
図書館に「中高生向けコーナー」があったら、 どんなところだと利用したいと思いますか？



(5) 紙以外での読書

中2、高2の生徒に『電子書籍を知っていますか』という質問をしたところ、「知っている」と回答した中学生は、前回4割程度にとどまりましたが、今回の調査では6割弱の子どもが、高校生は、前回8割弱のところ、今回は8割をこえる子どもが、認知していました。

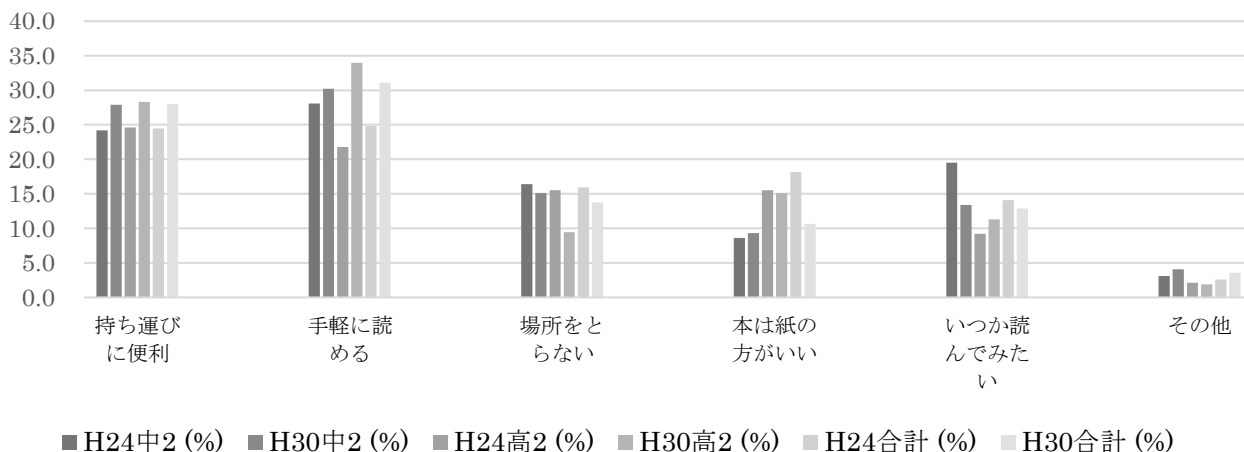
電子書籍を知っていますか



電子書籍についてどのように思うかでは、中学生は「手軽さ」を感じ「いつか読んでみたい」と思っていますが、高校生は、「手軽さ」を感じながらも、「本は紙の方がいい」とも感じています。

本の入手方法で、「PC、携帯電話等でダウンロードする」割合が極端に少ないことから、中津川市では電子書籍を実際に読んでいる子どもは少ないと思われます。

電子書籍についてどのように思いますか？

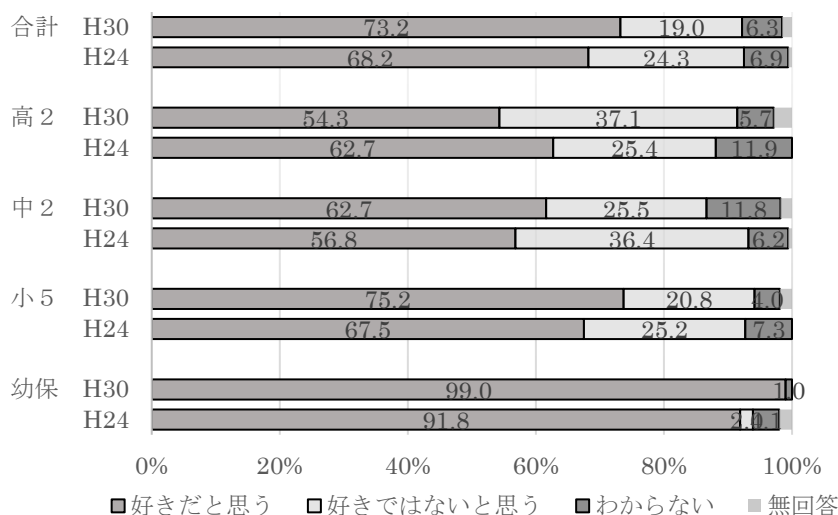


未就園児・幼保・小学5年生・中学2年生・高校2年生の保護者の読書活動の現状

(1) 家庭での読み聞かせについて

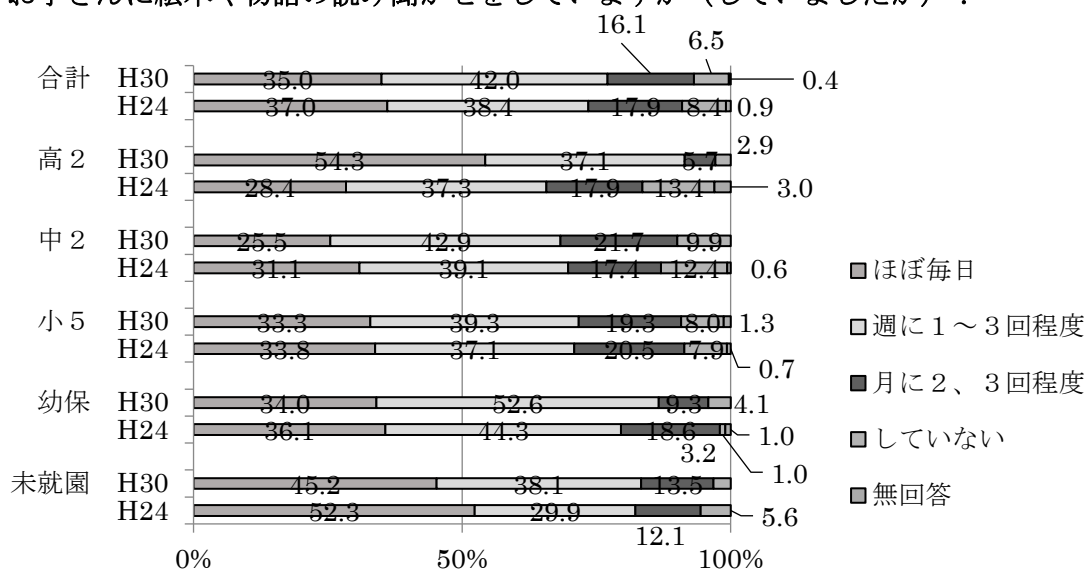
『お子さんは、本が好きだと思いますか』という問いに対して、7割を超える保護者が「好きだと思う」と回答しています。学年上がるごとにその割合は減少していますが、児童、生徒へのアンケート（あなたは本を読むことが好きですか）の結果と同じような傾向にあり、親子間での認識にずれはないようです。

お子さんは、本が好きだと思いますか？

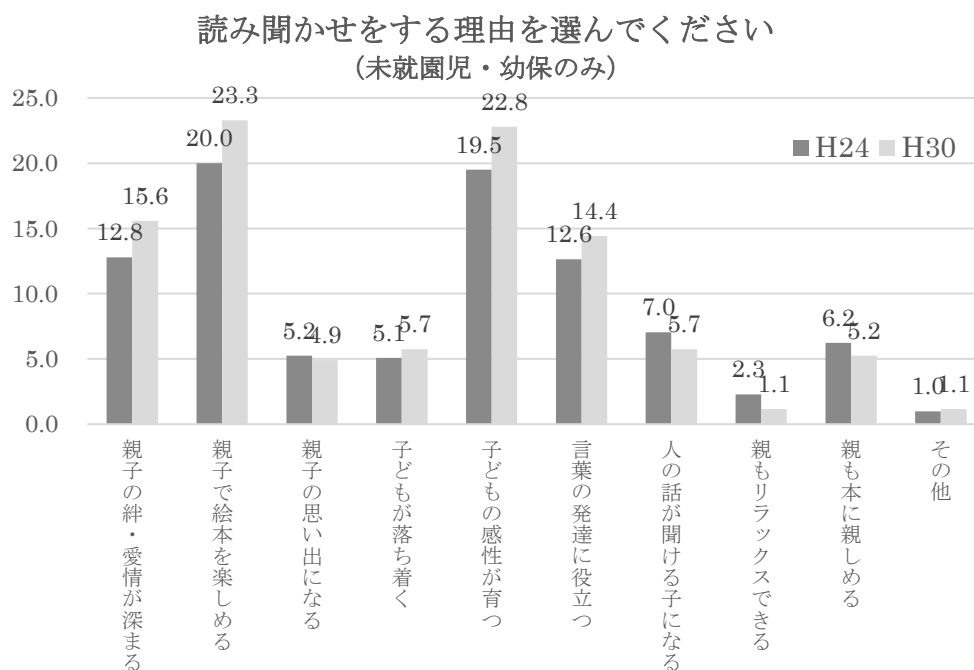


『お子さんに絵本や物語の読み聞かせをしていますか（していましたか）』という問いに対して、「していない」という回答した保護者は、前回より減っています。しかし、未就園児の家庭でも「ほぼ毎日」と回答した割合は5割をきっています。

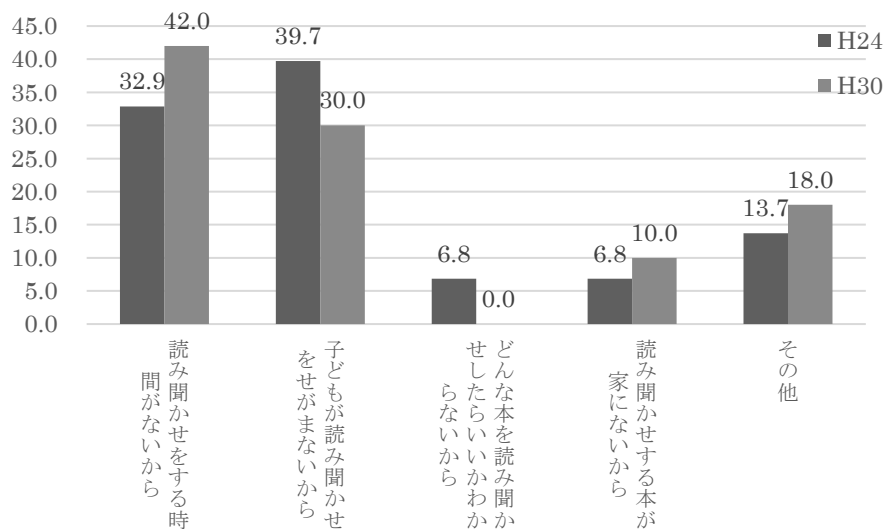
お子さんに絵本や物語の読み聞かせをしていますか（していましたか）？



『読み聞かせをする理由』を尋ねたところ、「親子で絵本を楽しめる」や「親子の絆・愛情が深まる」と回答した保護者が増加しており、読み聞かせや絵本をとおした親子のふれあいが定着してきています。また、「子どもの感性が育つ」「言葉の発達に役立つ」という回答も増えており、読み聞かせの効用に期待する家庭も増えています。

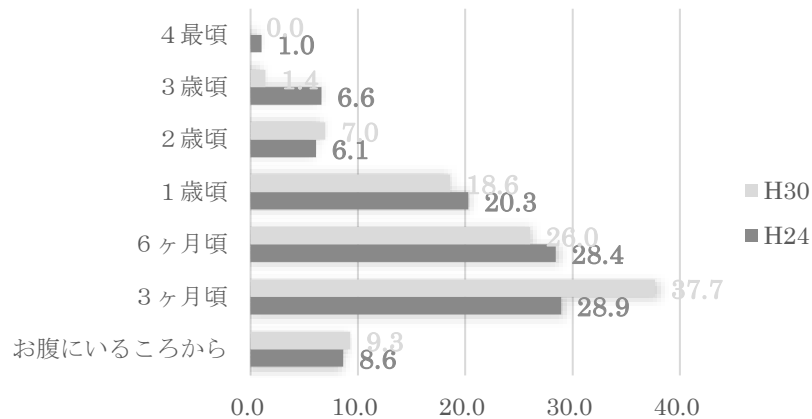


逆に『読み聞かせをしない理由』を尋ねたところ、「読み聞かせをする時間がない」という回答が増加しており、保護者の多忙さが影響していることがわかります。

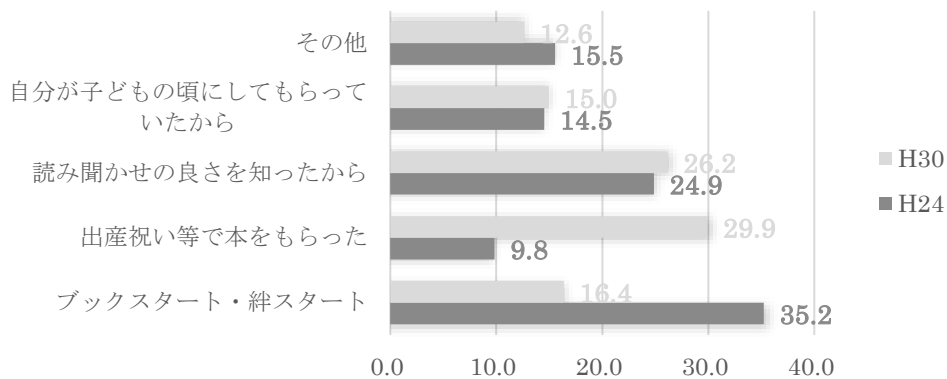


『読み聞かせを始めた時期』と『読み聞かせを始めたきっかけ』を尋ねたところ、始めた時期は今回の調査で、「3ヶ月頃」という回答が増えました。しかし、始めたきっかけは、3ヶ月児健診時に行っている（いた）「ブックスタート、絆スタート」という回答が大幅に減り、「出産祝い等で本をもらった」という回答が大幅に増えました。手元に絵本があり、赤ちゃんの反応がではじめる3ヶ月頃から読み聞かせを始める保護者が多いようです。

お子さんにいつ頃から読み聞かせを始めましたか？

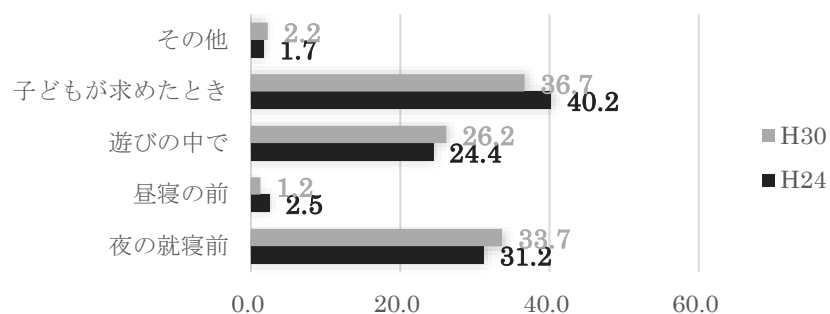


読み聞かせを始めたきっかけは何ですか？



『どんな時に読み聞かせをしていますか』という問いに、前回は今回も、「子どもが求めたとき」「夜の就寝前」という回答が多くみられました。

どんな時に読み聞かせをしていますか？



(2) 子どもの読書推進に大人ができること

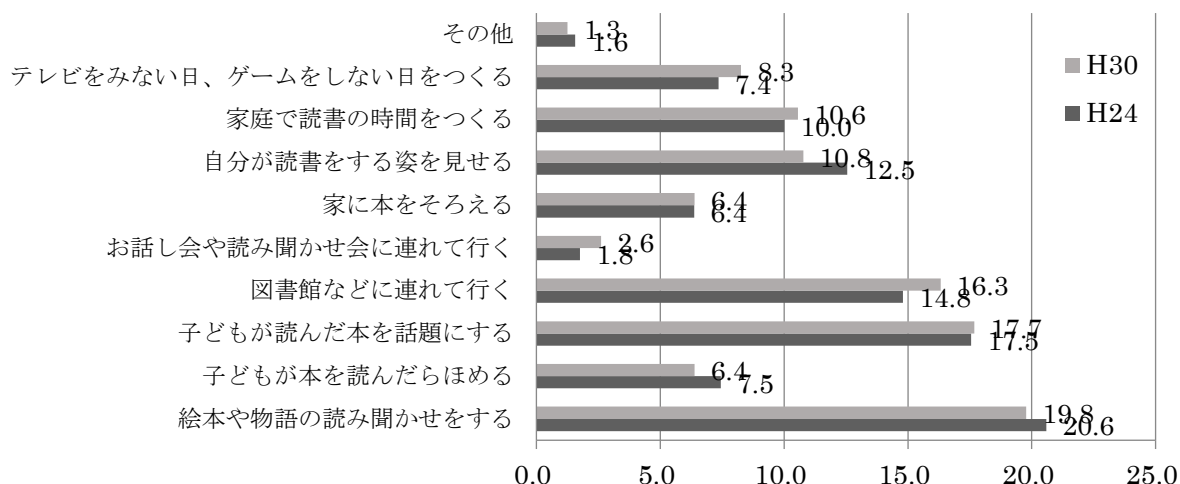
『子どもの読書をすすめるために必要なことはなんだと思いますか』という問いを、『家庭では』『学校では』『地域では』の3つを尋ねました。

家庭では・・・

前回、今回もどの学年の保護者も「絵本や物語の読み聞かせをする」「子どもが読んだ本を話題にする」「図書館などに連れて行く」が上位を占めています。

子どもの読書をすすめるために必要なこと（家庭では）

*小5・中2・高2のみ

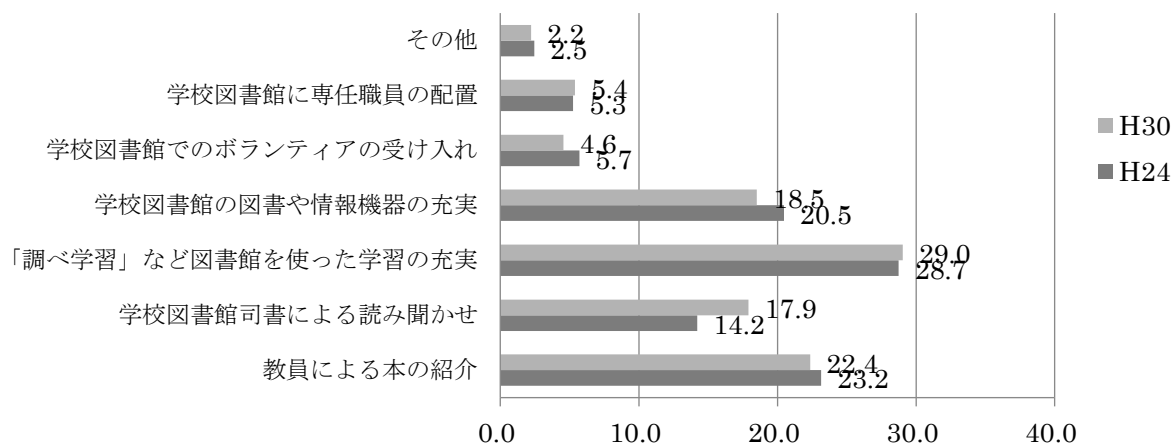


学校では・・・

前回、今回も、どの学年の保護者も「調べ学習」など図書館を使った学習の充実」「教員による本の紹介」「学校図書館の図書や情報機器の充実」が上位を占めています。また、「学校図書館司書による読み聞かせ」が今回は増えており、教員や司書など、他の人からの紹介や手渡し方の工夫が重要となってきます。

子どもの読書をすすめるために必要なこと（学校では）

*小5・中2・高2のみ

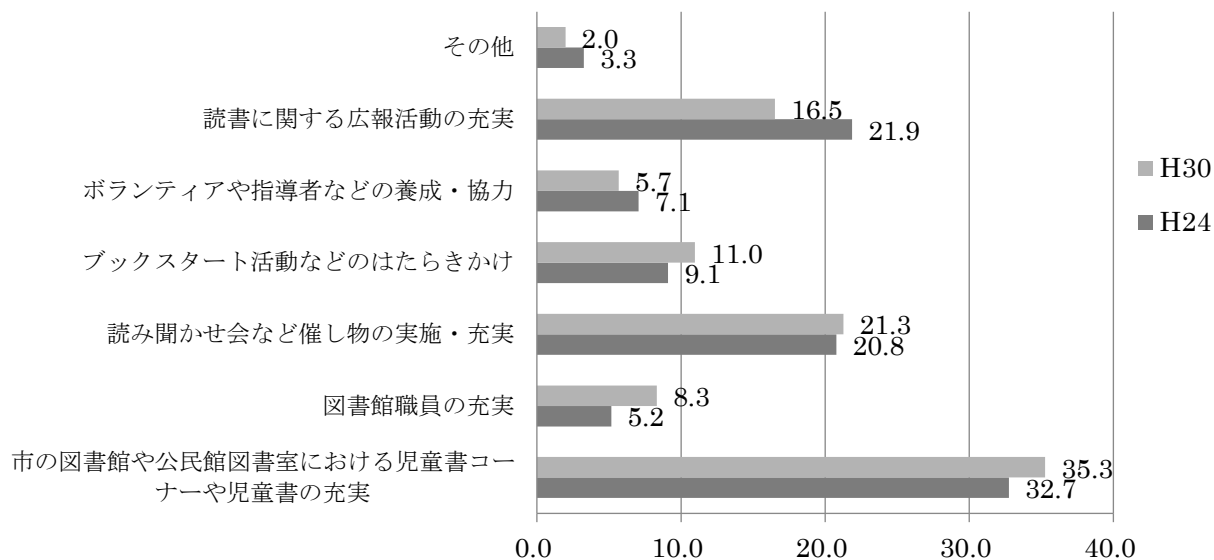


地域では・・・

こちらの問いに対しても、前回今回同様な結果となりました。「市の図書館や公民館図書室における児童書コーナーや児童書の充実」「読み聞かせ会など催し物の実施・充実」「読書に関する広報活動の充実」が上位を占めています。

子どもの読書をすすめるために必要なこと（地域では）

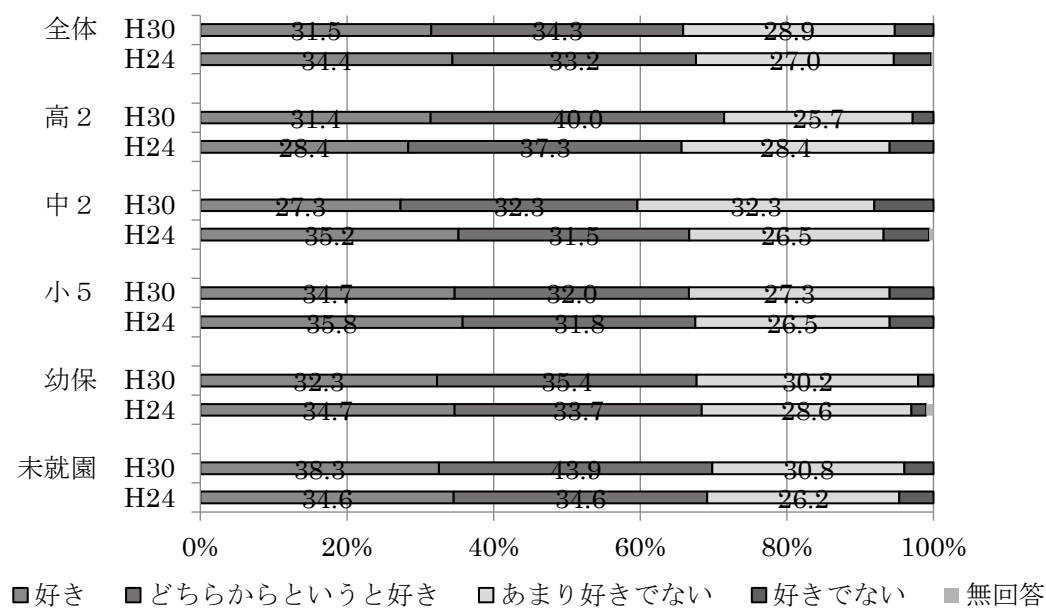
*小5・中2・高2のみ



(3) 読書に対する意識

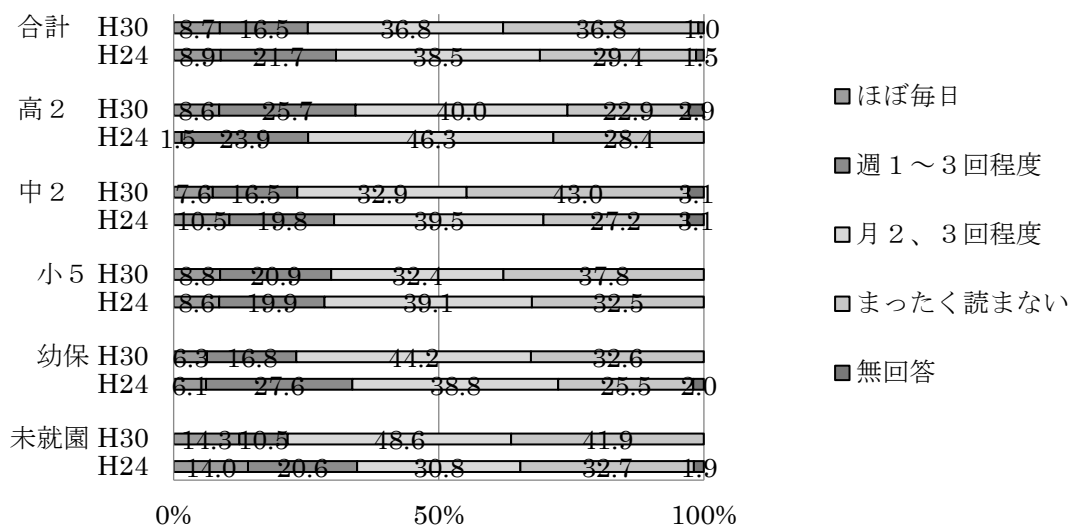
『あなたは本を読むことが好きですか』という問いに対して、どの学年の保護者も、約6割の方が「好き」「どちらかというとき」と回答しています。

あなたは本を読むことが好きですか？

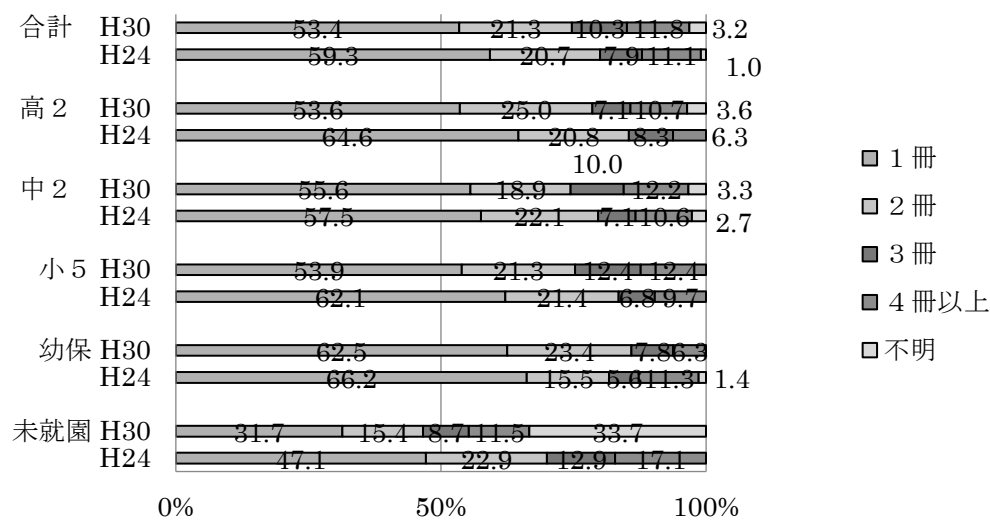


『どのくらい本を読みますか』という問いに対して、前回も今回も、「月2、3回程度」に「1冊」という回答が多くありましたが、「まったく読まない」という割合が増加しています。

どのくらい本を読みますか？（頻度）

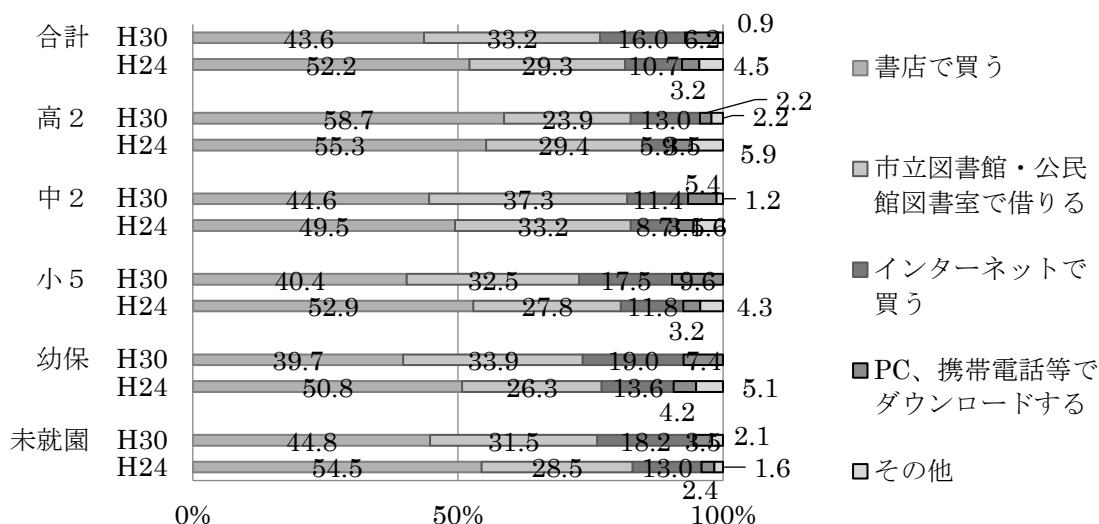


どのくらい本を読みますか？（冊数）



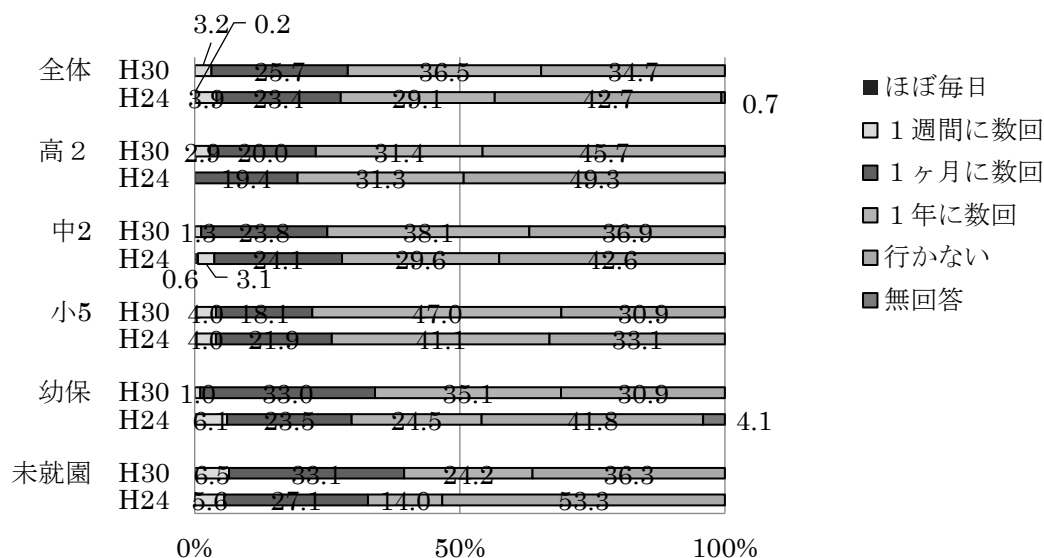
『読みたい本は、どのように手に入れますか』という問いに対して、前回同様「書店で買う」「市立図書館・公民館図書室で借りる」が約7割を占めていますが、「書店で買う」と答えた方は前回より減り、「図書館・図書室で借りる」方が若干増えています。一方で、「インターネットで買う」「PC、携帯電話等でダウンロードする」と答えた方も増えています。

読みたい本は、どのように手に入れますか？



(4) 市立図書館、公民館図書室について

『あなたは市立図書館や公民館図書室に行きますか』という問いに対して、「行く」という回答が前回より増加し65%となり、「行かない」という回答が前回より減少し35%となっています。特に、未就園児の保護者は、前回50%の方が「行かない」と答えていましたが、今回は36%に減少しています。



また、『図書館・図書室で行われているイベント等について』うかがったところ、70%の方が「知らない」というイベント（図書館サポーター養成講座、読書講演会）もありますが、前回に比べ、どのイベントも「参加したことがある」「知っている」という回答が増加しており、図書館のイベントに対する認知度が高くなっており、利用率にも反映されています。

IV. 次期計画策定への課題

中津川市子ども読書活動推進計画実施計画では、計画方針を受けて、今までに継続、実施してきた事業内容を含め、104 施策、合計 225 事業を掲げ、進めてきました。

進捗状況	完了	継続	未着手
事業数	4	216	5

事業の評価	◎著しい成果が見られる	○成果が見られる	●一部見直し改善
事業数	92	104	29

未着手の事業は予算が伴うハード事業や行政の連携事業が主なものです。

一部見直し改善事業には、新規に提案した事業が多く、結果的に進展できなかった事業には「家読」プロジェクトとの連携、公民館図書室整備があげられ、市立図書館では、研修や勉強会への人材派遣事業などです。

- ① 「子ども読書活動推進計画」以後に策定され、この計画より上位に位置する「条例」・「総合計画」・「教育振興基本計画」との整合性を図っていかなければなりません。
- ② 「中津川市民読書基本条例」に示めされた「家庭」・「地域」・「行政」が果たすべき役割の内容と中津川市子ども読書活動推進計画の施策体系は合致しており、推進計画の骨子は引継ぐことが必要です。
しかしながら立案された個別事業には、各施策において重複や似通った内容があり、「中津川市教育振興計画」の「ソフト・コラボ・ハード」の3分類で、基本的な施策体系は引継ぎを見直し、わかり易く整理する必要があります。
- ③ 未実施事業でも、中津川市子ども読書活動を推進していく上で重要と見られる事業は、次期計画に反映しなければなりません。
- ④ ハード事業で完了した事業は終了としますが、大規模整備事業は予算の裏付けを行なった上で、計画に盛り込むことが必要です。
- ⑤ ソフト事業は、継続していく事業と、新規事業と区分けしていきます。
- ⑥ 市民の方と協働、連携するコラボ事業は、終期・限定期間があるものを除き、継続し、「中津川市教育振興基本計画」の該当施策を取り込んでいくことが必要です。
- ⑦ 各公民館(図書室)での事業について、通常の実業と特色ある事業に分類し、「読み聞かせ」・「図書館まつり」・「広報」などは、全公民館(図書室)が実施すべき通常事業として、事業進捗管理を行うことが必要です。
- ⑧ 市民アンケートについては、前回と同様な内容とし、成果のあった点、課題が残った点を明らかにしながら、次期計画に反映しなければなりません。
- ⑨ 各事業の目標値については、現状を踏まえ、できるだけ数値化することが必要です。
- ⑩ 事業の実現を早期に目指していく施策とその他の施策に分け、施策の重点化を図るとともに、実現への優先度を明確することで、実効性を確保しなければなりません。

また、确实の実行していくために必要な財政上の措置を講じる、計画的に予算の配分を行っていくことが必要です。

第3章 第二次計画における取り組み

I. 基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

この計画は本市の子どもの読書活動の推進を図る計画であり、上位の「中津川市民読書基本条例」、「中津川市総合計画」、「中津川市教育振興基本計画」との整合を図っています。また、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく本市の子どもの読書活動計画（第2次）と位置づけています。

2. 基本的な考え方

本計画では、第一次計画の基本的な考え方である

- (1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- (2) 子育て支援団体や企業等における読書活動の推進
- (3) 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実
- (4) 子どもの読書活動を推進する機関・団体等の情報共有及び相互連携の強化

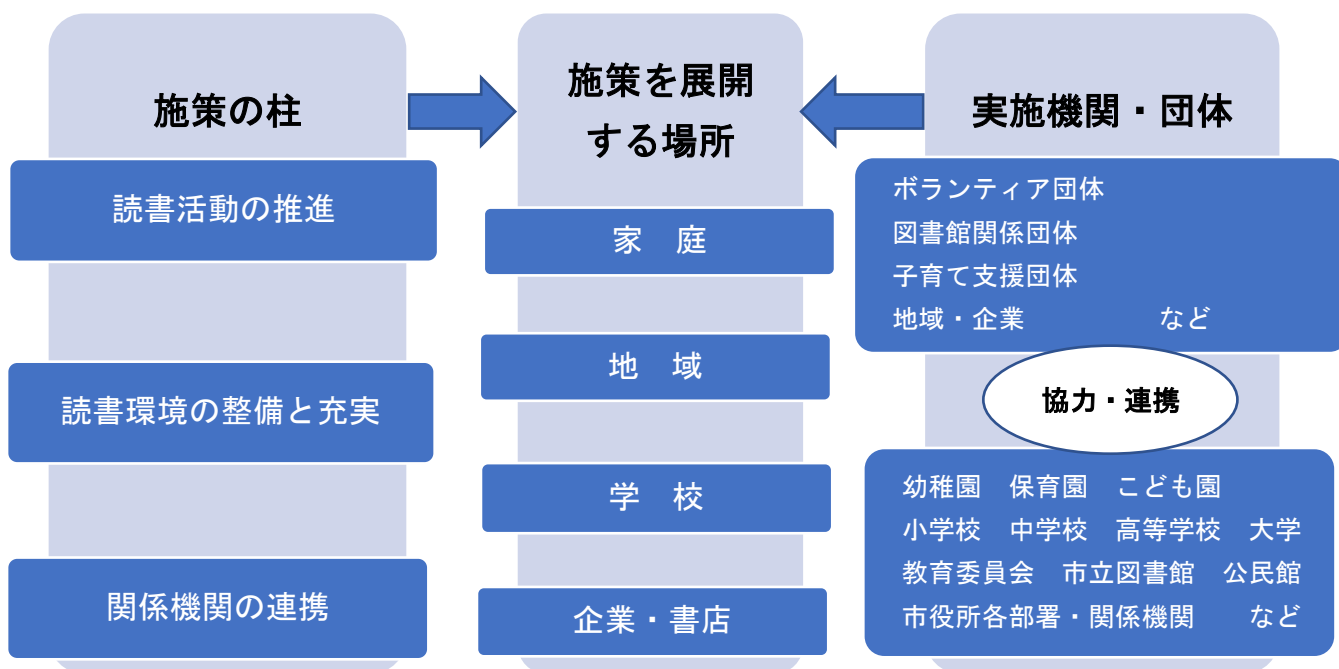
を継承し、その成果と課題の検証に加え、社会情勢や暮らしを取り巻く環境を踏まえて施策を講じます。

3. 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳とします。また、子どもの読書活動の推進に関係する地域のボランティア、学校関係者、民間団体なども対象とします。

4. 計画の体系

(中津川市子ども読書活動推進計画体系図)



5. 計画の期間

本計画の期間は、「中津川市総合計画」の中期実施計画、「中津川市教育振興基本計画」の中期実施計画の期間を踏まえ、2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）までとします。

なお、社会情勢、子どもを取り巻く読書環境の変化などに柔軟に対応していくために、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。また、関係機関・団体、市民の声を取り入れながら計画の推進及び管理を行っていきます。

II. 施策の方向性と主な取り組み

1. 人づくりにつながる読書活動の推進

（1）家庭における読書活動の推進

【目標】 家族で本を楽しむきっかけをつくれます。

子どもの豊かな心を育むためには、乳幼児期の読み聞かせから始まって、日々の暮らしの中で読書体験を積み重ねていくことが大切です。子どもにとって最も身近な家族が、読書活動の機会の充実や習慣化に積極的な役割を果たすことが求められています。家庭の果たす役割の重要性を伝えることや、家庭において読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出かけることを促すなど、子どもと保護者がともに読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

【方向性】

- ・家庭での読書をすすめる情報を紹介します。
- ・子育てや家庭教育に関する学級や講座をとおして家庭での読書の大切さを伝えます。
- ・読み聞かせ会やイベントの開催をとおして家族と一緒に本に触れ合う機会を提供します。

○主な取り組み

取り組み	内容	関係機関（課）
①暮らしの中に本のある家庭づくりをすすめます。		
□市立図書館・公民館図書室・学校図書館の図書の利用を促します。	・各機関での図書貸出を活性化して、家庭での図書利用を拡大します。	・図書館・公民館図書室 ・園・学校 ・幼児教育課 ・学校教育課
□子どもの発達段階や年齢、志向に沿った図書を紹介し、読書の楽しさを伝えます。	・3か月児健診、赤ちゃんの会を読書啓発に活用します。	・健康医療課
	・図書館での定期的なおはなし会、絆スタート（3か月児健診時の読書啓発）を通して、本との出会いの場づくりや図書館利用の方法を伝えます。	・市立図書館

②読書の大切さを伝えて家庭での習慣化を図ります。

□読み聞かせとの出会いの場をつくり ます。	・子育て支援センターや未就園児交流会等で家庭での読み聞かせの大切さを伝えます。	・子ども家庭課
□絆プランの浸透を図り、読書による 親子の絆づくりをすすめます。	・家庭での読み聞かせ、親子読書などを呼び掛けて、家庭での読書の習慣化を図ります。	・幼児教育課 ・学校教育課 ・園・学校
□読み聞かせや読書に関する学びの 場を設けます。	・読み聞かせ講座の開催や子育て学級・家庭教育学級などを利用して研修等の機会をつくります。	・市立図書館 ・公民館

(2) 地域における読書活動の推進

【目標】 子どもと本・読書の距離を縮めます

子どもが読書に親しむために家庭や家族が重要な役割を果たしますが、家庭の外にも子どもを読書に導くきっかけとなる場所が多く存在します。日頃、子どもが活動する地域の中に、魅力ある本が置かれた場所と読書に親しむ活動を備えることで、子どもの暮らしの中に本との出会いの機会を創出することにつながります。

【方向性】

- ・子どもが本に出会える拠点を充実させます
- ・読み聞かせ会・イベントなど子どもと読書の出会いの機会をつくります
- ・子どもと本を結びつける活動を支援します
- ・園・学校や子どもと関わりのある施設（場所）への配本（貸出）によって本と出会う機会を増やします

①市立図書館・公民館図書室

地域における読書活動をすすめるためには、子どもが読書活動をより身近に感じられる環境を充実させることと並んで、市立図書館が活動推進を支えていくソフト事業が欠かせません。また、これらを市全域に広げていくためには、地域館や各公民館図書室等の取り組みも重要です。加えて図書館・公民館図書室等による取り組みにおいては、家庭、幼稚園・保育園・こども園・小中学校などにおける読書活動を意識して、連携・支援していきます。

○主な取り組み

取り組み	内容	関係機関（課）
①子どもが本に親しめる環境を充実させます。		
□子どもが学習や読書に利用しやすい環境を整備します。	・図書館・公民館図書室に子どもの本のコーナーや子どもと保護者が時間を過ごせる空間をつくります。	・図書館・公民館図書室

□子どもが親しみやすい本や読み聞かせに活用できる 大型絵本や紙芝居を充実 させていきます。	・大型絵本と紙芝居の充実に努めます。	
②子どもに読書の楽しさを伝えるサービスを充実させます。		
□イベントを通じて子どもや保護者に 図書館や読書の楽しさ を伝えます。	・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」などにあわせて、親子で図書館を利用する各種イベントの開催、子ども向け図書の展示などを行います。	・市立図書館
□レファレンス・読書相談・学習相談への 対応を充実 させます。	・職員がレファレンスの能力を向上させるための研修に参加します。	
□子どもの本の紹介・展示、ブックリストの 作成 を行います。	・広報誌やイベントにおける図書紹介、ブックリストの作成、配布などにより本との出会いの機会をつくりま	
③家庭・地域・園・学校等での読書活動推進のために、図書館・公民館図書室の資料や人材を活用します。		
□子どもに本を手渡す人たちに 向け た講座等を開催します。	・保護者や学校等の職員を対象とした講座・研修会などを開催します。	・市立図書館
□図書館・公民館図書室の資料を、家庭・地域・園・学校等での 読書活動 に活用します。	・配本ネットワークを活用して、各公民館窓口や学校等へ図書館の資料を配本・貸出します。	・図書館・公民館図書室
	・幼保こども園に絵本などと共に講師を派遣して、子どもの育ちを読書で応援します。（絵本で子育て事業）	・市立図書館
□学校図書館と図書館・公民館図書室の 連携 を深めます。	・学校図書館司書や学校図書主任との交流を密にして、連携・協力を深めます。	・図書館・公民館図書室 ・学校教育課 ・園・学校
□家庭・地域・園・学校等での 読書活動 とボランティア活動を結びつけ	・ボランティアの育成・発掘と受け入れ要望に応えるコーディネートを行います。	・市立図書館

②児童館等公共施設

児童館には多くの子どもが集まります。子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする施設であり、指導員やボランティアによる読み聞かせなどが行われて、子どもが本に触れ、楽しむ機会を提供できる場でもあります。市立図書館・公民館図書室と連携を密にして団体貸出しを利用するなど、子どもがより多くの本と出会える環境を整えていきます。

その他、子育て支援施設、保健センター、病院などの子どもや保護者が集まる施設では、本と共に時間を過ごせる環境づくりに努めます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①訪れる子どもがより多くの本と出会えるよう図書の充実に努めます。		
□児童館等施設において 図書の充実 を図っていきます。	・予算の確保や寄贈、リサイクル本の活用に努めます。	・子ども家庭課 ・児童館 ・病院等
②市立図書館・公民館図書室と連携します。		
□子どもとより多くの本との 出会いの機会 を作ります。	・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービスを活用します。	・子ども家庭課 ・児童館 ・図書館・公民館図書室
□児童館等施設の求めに応じて 支援 を実施します。	・選書や図書の管理などについて、司書が助言等の支援をします。	・市立図書館
③読書推進活動を地域のボランティア等が支援します。		
□読み聞かせをとおして読書の 楽しさや大切さ を伝えます。	・関係職員、ボランティアとの連携による読み聞かせを推進します。	・子ども家庭課 ・児童館 ・市立図書館
④読書に関するイベントを開催します。		
□イベントを通じて保護者や関係者に子育ての助けになる 本や図書館の利用 を紹介します。	・イベントにおいて図書を活用、展示したり、図書館に関する情報を提供していきます。	・子ども家庭課 ・児童館 ・市立図書館

③障がいのある子どもへの取り組み

障がいのある子どものために、発達支援センターにおける図書等の充実や市立図書館・公民館図書室からの配本サービスの活用等により、親子で本を楽しみ、保護者が知りたい情報を得ることができるような環境づくりに努めます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①障がいのある子どものニーズにあった資料を充実させます。		
□発達支援センター、図書館・公民館図書室等において 図書の充実 を図っていきます。	・読書に障がいのある子どもに配慮した資料、障がいの理解に役立つ資料の充実に努めます。 ・予算の確保のほか、寄贈、リサイクル本の活用に努めます。	・発達支援センター ・幼児教育課 ・図書館・公民館図書室

②障がいのある子どもに配慮できる人材を育成します。		
□障がいのある子どもが安心して図書館を有効利用できるように 配慮できる職員を育成 していきます。	・的確な対応ができるよう職員の研修や実習を行います。	・市立図書館
③市立図書館・公民館図書室と連携します。		
□障がいのある子どもとより多くの 本との出会いの機会 を作ります。	・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービス等を活用します。	・図書館・公民館図書室 ・発達支援センター ・社会福祉課
□すべての子どもが楽しめることを意識して イベントを開催 します。	・障害のある子どもに配慮した誰もが楽しく参加できるイベントを開催します。	・市立図書館
④障がいのある子どもにやさしい読書環境を整備します。		
□障がいのある子どもが安心して読書に親しめる場所を整備します。	・通路幅や高さに配慮した書架配置や点訳サイン、振動呼び出し器の設置などをすすめます。	・市立図書館

④外国語を母語とする子どもへの取り組み

外国語を母語とする子どものために、外国語の図書の充実や外国人が日本人とともに楽しめるイベントの開催など、母国語に親しめる場、日本語を学べる場、本を通じた交流の場づくりに努めます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①外国語を母国語とする子どものニーズにあった資料を充実させます。		
□図書館・公民館図書室等に、 外国語の図書を充実 させていきます	・外国語を母語とする子どもに配慮した資料、多文化共生を促す資料の充実に努めます。	・市立図書館
②外国語を母国語とする子どもを支援できる人材を育成します。		
□外国語を母語とする子どもが安心して図書館を有効利用できるように 配慮できる職員を育成 していきます。	・的確な対応ができるよう職員の研修や実習を行います。	・市立図書館
③外国語を母国語とする子どもが楽しく集える場づくりに努めます。		
□すべての子どもが楽しめることを意識して イベントを開催 します。	・外国語を母語とする子どもに配慮した誰もが楽しく参加できるイベントを開催します。	・市立図書館

④外国語を母国語とする子どもにやさしい読書環境を整備します。

□外国語を母語とする子どもが安心して読書に親しめる場所を整備していきます。	・外国語図書のコーナーの充実と案内表示の外国語併記等の施設整備をすすめます。	・市立図書館
---------------------------------------	--	--------

(3) 学校における読書活動の推進

【目標】 園・学校の生活の中で本を楽しむ習慣を身につけさせます。

幼稚園・保育園・こども園、小中高等学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす生活の場となっています。園・学校を通じて読書の楽しさや大切さを伝え、本を手にする習慣をつけることが、子どもの成長に大きな効果をもたらし、その後の人生を切り開く糧ともなります。また、保護者に子どもの読書への関わりを啓発することも園・学校の役割として見逃せません。

【方向性】

- ・子どもの発達段階に応じた働きかけにより読書意欲の向上を図ります。
- ・図書館・公民館図書室と子どもの読書活動に関する情報交換や事業連携を行います。
- ・園・学校への配本（貸出）によって子どもが触れ合う本の幅を広げます。
- ・保護者に対して「絆プラン」（読書による親子の絆づくり）、「家読（うちどく）」を呼びかけます。

①幼稚園・保育園・こども園

子どもは絵本や物語と出会うことで想像力を育みながら多くの言葉にふれ、言語感覚を養い、豊かな情操を育てていきます。幼稚園・保育園・こども園においては、子どもが本にふれあう機会や環境を充実させていきます。

○主な取り組み

取り組み	内容	関係機関（課）
①幼稚園・保育園・こども園における読書環境の整備と充実を図ります。		
□子どもがより多くの本と出会う環境の充実に努めます。	・予算の確保や寄贈、リサイクル本の活用などによる図書の充実を図っていきます。	・幼児教育課 ・幼稚園・保育園・こども園
	・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービスを活用します。	・幼稚園・保育園・こども園 ・図書館・公民館図書室
	・学校司書が巡回して、子どもが本に親しめる空間を整えます。	・幼児教育課
②幼稚園・保育園・こども園における読み聞かせを推進します。		
□子どもが読書に親しむきっかけとして、読み聞かせを大切にします。	・本に親しみ、情操を育むため読み聞かせを実施します。	・幼稚園・保育園・こども園

	・読み聞かせをすすめるために、職員への研修やボランティアの活用を行います。	・市立図書館 ・幼稚園・保育園・こども園
③家庭に対して読書への働きかけを行います。		
□園をとおして家庭に対し、読書の大切さを伝えます。	・講演会や園だよりなどを通して保護者に対して読み聞かせの大切さを伝えたり、本の紹介を行っていきます。	・幼稚園・保育園・こども園
	・絵本で子育て事業として、読み聞かせの講師を派遣します。	・市立図書館

②小学校・中学校

学校図書館は、豊かな感性や心を育む場としての機能と、「調べ学習」など児童・生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する場としての機能によって、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されます。

子どもが日常的に本を手にし、本に親しみ、読書習慣を定着させるために、学校図書館を中心にした読書活動の推進に取り組みます。市立図書館・公民館図書室と連携するなど、様々な工夫を積み重ねながら学校での読書活動をより活発にしていきます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①学校図書館における読書環境の整備と充実を図ります。		
□児童・生徒の読書活動を活発化し、授業等での学校図書館利用を促進するための環境の充実に努めます。	・「学校図書館図書標準」に沿った蔵書の整備や図書館の環境整備を図っていきます。	・学校教育課 ・小中学校
	・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービスを活用します。	・小中学校 ・図書館・公民館図書室
②学校における読書活動を推進します。		
□学校図書館の利用や授業をとおして、子どもの読書習慣を培います。	・司書教諭、学校図書館司書を配置(巡回)します。	・学校教育課
	・各学校の特性に合わせた学校図書館活用や読書活動に取り組みます。	・小中学校
	・児童・生徒が主体となった図書委員会活動に取り組みます。	
	・東濃地区学校図書館教育賞への参加をすすめます。	

③家庭に対して読書への働きかけを行います。		
□学校をとおして家庭に対し、読書の大切さを伝えます。	・保護者に対して「絆プラン」による親子の絆づくりや「家読」による読書の習慣化を啓発していきます。	・学校教育課 ・小中学校
④関係機関と連携して読書活動に取り組みます。		
□学校での読書活動を推進するために関係機関との連携や保護者、ボランティアなどの人材の活用を図ります。	・学校司書会や図書主任会を通じ、図書館・公民館図書室との交流を深め、学校での読書活動に活かします。 ・保護者や地域ボランティアなどによる学校図書館の環境整備や読書活動への参画をすすめます。 ・教職員や児童・生徒の市立図書館・公民館図書室の利活用を推進します。	・市立図書館 ・学校教育課 ・小中学校

③高等学校

高等学校においては、小中学校で培われた読書習慣をより確かなものとする活動が期待されます。

それぞれの学校において、学校の特性や生徒の実態に応じた学習指導や読書指導によって、図書館利用や生徒の読書活動の推進が図られています。生徒がそれぞれの興味や学習目的に応じた資料に出会えるように、市立図書館との連携を深めることで図書館活用の幅を広げる取り組みもすすめていきます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①学校における読書活動を推進します。		
□各校において、生徒実態に応じた読書活動の推進を図ります。	・学校図書館の蔵書の充実、環境の整備に努めます。 ・図書委員会活動や生徒に向けた読書啓発により、日々の学習や学校生活の中での図書館利用や読書を促します。	・高等学校
②関係機関と連携して読書活動に取り組みます。		
□関係機関と連携して、学校図書館に止まらない幅広い読書活動や図書館利用につなげます。	・市立図書館と高校図書館の情報交換などにより、生徒や教職員の市立図書館利活用を促します。 ・高校生のボランティア活動や職場体験などを通して、高校生と市立図書館の関わりを深めます。	・市立図書館 ・高等学校

2. 市民や関係する機関・団体との協働による読書活動の推進

(1) ボランティアや関係機関・団体への支援と協働

【目標】 いろいろな機関・団体と連携して本の楽しさとの出会いの機会を広げます

子育て支援団体・図書館関係団体や行政の多くの部門が、子どもが読書に親しむ場を提供したり、子どもと本とのつながりの大切さを説いたり、読書活動への理解や関心を高める活動に寄与しています。これらは日頃、個別の事業として取り組まれているため、活動の現状や課題を共有する機会に恵まれません。他分野からの視点や意見、互いの協力関係が、全体の読書活動の活性化につながります。

また、図書館の運営に広く関わる団体や読み聞かせや図書館での日常作業に携わるボランティア活動に取り組む市民も存在します。市民の読書推進活動への支援と協働、今後新たに活動していく人材の育成も重要です。

【方向性】

- ・ 団体活動を支援することによって、団体の活動活性化と読書推進活動への関わりを促します。
- ・ 読書活動を推進するボランティアなどの人材を育成します。
- ・ 関係団体・機関との情報共有・連携・課題の検討協議により、それぞれの活動を読書活動推進とより強く結びつけます。
- ・ 企業等に対して、社会貢献活動としての読書活動への支援を働きかけます
- ・ 子どもの読書に深くかかわる教育・子育て・母子保健・児童福祉等に関わる部門との情報共有・意見交換をすすめます。

① 子育て支援団体・図書館関係団体

子育て支援団体は子育ての立場から、図書館関係団体は本との関わりからの立場から、子どもと本を結びつける場や機会を有しています。これらの団体の活動は子どもの読書活動を広める契機となるので、現状の把握に努め、よりよい活動となるための関係を築いていきます。また、団体活動を支援することによって、団体の活動活性化と読書推進活動への関与を促します。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①子育て支援や団体の活動の場を活用して読書活動を推進します。		
□活動の中で読み聞かせや、読書活動推進のための啓発を行っています。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援の場、乳幼児学級、読書関連イベントなどの活動に読み聞かせを取り入れます。 ・ 活動の場や機会を利用して、読書の大切さや親子の絆づくりを広めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援団体 ・ 図書館関係団体
②図書館等は団体の活動を支援していきます。		
□図書館の施設、資料、人材などを利用して、団体の活動を支援・連携し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体が活動する場の確保や機会の提供に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立図書館 ・ 公民館

ていきます。	・団体への図書貸出の促進や読み聞かせの技術向上などの支援を行って活動の拡充や人材の育成を図ります。	・子育て支援団体 ・図書館関係団体
--------	---	----------------------

② 企業・関係団体等

企業等に対して、社会貢献活動としての読書活動への支援を働きかけて、読書環境の整備や読書活動推進の拡充を進めます。また、保護者の就業の場としての企業や人が集まる店舗・施設などに注目し、連携による啓発の機会づくりに努めます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①企業の読書活動への支援をすすめます。		
□企業の社会貢献活動としての読書活動への支援を促します。	・雑誌スポンサー制度を拡充するなど、企業等からの資料等寄贈を受け入れます。 ・企業等にミニ図書コーナーを設置します。	・図書館・公民館図書室 ・企業・関連団体
②図書館と書店や企業等が連携した読書活動の推進をすすめます。		
□企業等に対し、子ども読書活動推進の取り組みの情報共有と連携の提案を行っていきます。	・企業等が行う関連事業・研修・講座等への協力・支援を行います。 ・人が集まる店舗・施設などでのイベント開催など、読書啓発に取り組みます。	・市立図書館 ・生涯学習スポーツ課 ・企業・関連団体

③ 行政関係機関

行政においては、教育・子育て・母子保健・児童福祉など、子どもの読書に深く関わる部門が存在します。一方、図書館には行政各分野に関係する資料が所蔵されており、あらゆる事業と連携することが可能です。こうした関係性を意識しながら、関係機関と情報共有・意見交換を図り、各事業間相互の連携をすすめて、子どもに向けた効果的な読書活動推進に結びつけます。

○主な取り組み		
取り組み	内容	関係機関（課）
①行政各分野の事業との連携の可能性を探ります。		
□行政各機関の事業に図書館の資料を活用したり、図書館と協力した講座やイベントに取り組みます。	・関係事業の内容把握や担当者間の情報交換によって、効果的な読書活動推進につなげます。 ・それぞれの関係施設の状況や事業展開に応じて、図書館の配本サービス	・市立図書館 ・関係課・施設

の利用や利用者への読書関連情報の提供を行います。

- ・関係施設の職員や利用者の読書への関心を高めるために、図書館と協力して研修や講座を開催します。

3. すべての子どもが等しく本に親しめる読書環境の整備

(1) 家庭をはじめとする子どもの読書環境の整備と充実

【目標】それぞれの場に求められる図書の充実や環境の整備に取り組みます。

【方向性】

- ・子どもとより多くの本が出会える場をつくります。
- ・それぞれの特性を活かした環境の整備・充実に努めます。
- ・市立図書館・公民館図書室からの配本やリサイクル本の活用など図書充実の工夫をします。
- ・新図書館の整備構想では、子どもの読書環境の充実に努めます。

① 家庭

家庭は子どもの一番の心のよりどころであり、家族の読書への理解が大きく影響する場です。本を読むことが楽しいと気づき、習慣化させるきっかけを作るためには、家族の関わりが必要です。

家庭では身近な場所に本をおくこと、読み聞かせや「家読」に取り組むことなどをとおして、家族で読書を楽しむ環境づくりを促します。

家庭の読書環境を整えるために、保護者が本や読書の楽しさ、大切さについて学ぶ機会の提供や、周知活動を進めます。

② 市立図書館・公民館図書室

図書館は、子どもが本と出会い、読書を楽しみ、多様な情報に接することで心の成長につなげていける大切な施設であり、子どもの読書活動の推進に大きな役割を担っています。

そのため、市立図書館・公民館図書室では、子どものための図書資料やサービスの充実、支援するボランティアの育成や活動の場づくりなど、より良い読書活動を推進していきます。

市立図書館では施設の老朽化や狭さにより、子どもがゆったりと読書に親しめる空間が課題となっています。今後のまちづくり・生涯学習関連施設の整備計画と絡めながら、新たな図書館を構想していく必要があります。

図書室のない公民館には、図書コーナーが設置されています。配本サービスや展示の工夫など、市立図書館とのネットワークやボランティアの活動を活かしながら、子どもの読書活動を支援する効果的なサービスを展開していきます。

③ 公民館

市内13公民館のうち、6館には図書室があり、5館には図書コーナーがあって、市立図書館の分館的な機能を果たしています。

こうした公民館図書室の業務とは別に、公民館事業として行う乳幼児学級や学習講座、各種行事の中で、子どもや親子の読書活動を推進することも効果的です。地域の学習活動の場を活かしながら、それぞれの地域の特性に合わせた読書推進活動を進めていきます。また、園・学校等の機関や、地域の団体・グループ等を結び付けて、地域ぐるみの読書活動を公民館活動の一部に位置づけて推進していくことも、公民館の重要な機能です。

図書室も含め、地域の集いや学びの拠点としての施設整備・管理に努めていきます。

④ 学校図書館

市内の小中学校は、「学校図書館図書標準」を満たしていますが、授業で使う資料が揃わないことがあったり、十分な設備の整っていない学校もあります。児童・生徒の読書活動を活発化し、授業等で学校図書館を活用するために、学校図書館の図書資料と設備の充実に努めます。

学校における資料の不足を補う仕組みとして、市立図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービス、調べ学習用図書の充実等、学校間および市立図書館との連携を強化していきます。

また、学校図書館司書、司書教諭を中心とした各学校での全校的な読書活動の推進を図るとともに、市立図書館司書との連携を強め、図書館利用が更に促進されるよう努めます。

⑤ 幼稚園・保育園・こども園

園生活のなかで本や紙芝居等に接することは、子どもの新たな世界を広げ、感性を育み、本に接する楽しさが人間的な成長につながっていきます。

そのため、発達段階に応じた絵本、紙芝居等の図書資料の充実に努めます。また、子どもの目に触れやすい本の配置を工夫する等、自然に本と戯れ、親しみ、多くの生活体験を積むことができる施設環境づくりを図ります。

⑥ 児童館等公共施設

子どもが集まる児童館等では、図書の配置を工夫することや子どもの関心が本に向くよう読書環境の整備に努めます。そのために保護者やボランティアの協力を得て、絵本・児童図書の貸出しや読み聞かせ、おはなし会等の活動を行います。

また、乳幼児期から絵本に出会い、親子でふれあうことは大きな意味があります。親子で訪れる保健センターにおいては、親子の触れ合いや本に出会う機会が自然と生まれるよう努めます。母子保健の各種検診等の事業の際に「赤ちゃん文庫」で絵本に親しむ機会を提供したり、「絵本の読み聞かせ」を行ったり、子どもの心の豊かな発達と親子のふれあいづくりを支援します。

⑦ 障がいのある子どもの読書環境

読書の機会は、すべての子どもに等しく与えられるべきものですが、現状では障がいのある子どもが自由に読書に親しむ活動を行うことができる図書資料や施設は、十分整備されていません。

障がいのある子どもが、読書活動を十分に行うことができるように、市立図書館・公民館図書室、関係機関の連携を通して、読書環境の整備に努めます。

⑧ 外国語を母語とする子どもの読書環境

外国人の子どもが本に親しむことができるように、市立図書館・公民館図書室等での外国語の図書の充実や、施設の外国語の案内表示等の設備面での配慮に努めます。

○読書環境の整備に向けた主な取り組み（再掲）		
取り組み	内容	関係機関（課）
①家庭		
□市立図書館・公民館図書室・学校図書館の図書の利用を促します。	・各機関での図書貸出を活性化して、家庭での図書利用を拡大します。	・図書館・公民館図書室 ・園・学校 ・幼児教育課 ・学校教育課
②図書館		
□子どもが学習や読書に利用しやすい環境を整備します。	・図書館・公民館図書室に子どもの本のコーナーや子どもと保護者が時間を過ごせる空間をつくれます。	・図書館・公民館図書室
□子どもが親しみやすい本や読み聞かせに活用できる大型絵本や紙芝居を充実させていきます。	・子ども向けの図書のうち、大型絵本と紙芝居の充実に努めます。	
③公民館		
□公民館の活動をととして、地域の読書環境の醸成を促します。	・公民館の学習活動の場を活かして読書活動の推進を図ります。 ・地域の機関・団体、活動を結んで地域ぐるみの読書環境の充実に努めます。	・公民館
④学校図書館		
□児童・生徒の読書活動を活発化し、授業等での学校図書館利用を促進するための環境の充実に努めます。	・「学校図書館図書標準」に沿った蔵書の整備や図書館の環境整備を図っていきます。	・学校教育課 ・小中学校
	・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービスを活用します。	・小中学校 ・図書館・公民館図書室
⑤幼稚園・保育園・こども園		
□子どもがより多くの本と出会う環境の充実に努めます。	・予算の確保や寄贈、リサイクル本の活用などによる図書の充実に努めます。	・幼児教育課 ・幼稚園・保育園・こども園

	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館・公民館図書室からの団体貸出しや配本サービスを活用します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園・こども園 ・図書館・公民館図書室
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書が巡回して、子どもが本に親しめる空間を整えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育課
⑥児童館等公共施設		
<input type="checkbox"/> 児童館等施設において 図書 の充実を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の確保や寄贈、リサイクル本の活用に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭課 ・児童館 ・病院
⑦障がいのある子どもにやさしい読書環境		
<input type="checkbox"/> 障がいのある子どもが安心して読書に親しめる場所を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・通路幅や高さに配慮した書架配置や点訳サイン、振動呼び出し器の設置などをすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館
<input type="checkbox"/> 発達支援センター、図書館・公民館図書室等において 図書 の充実を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・読書に障がいのある子どもに配慮した資料、障がいの理解に役立つ資料の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センター ・幼児教育課 ・図書館・公民館図書室
⑧外国語を母語とする子どもにやさしい読書環境		
<input type="checkbox"/> 外国語を母語とする子どもが安心して読書に親しめる場所を整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語図書のコーナーの充実と案内表示の外国語併記等の施設整備をすすめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館
<input type="checkbox"/> 図書館・公民館図書室等に、 外国語の本 を充実させていきます	<ul style="list-style-type: none"> ・外国語を母語とする子どもに配慮した資料、多文化共生を促す資料の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館

Ⅲ. 計画の推進に向けて

1. 子どもの読書活動を推進する機関・団体等との連携と協力

計画を効果的に推進するためには、家庭、幼稚園・保育園・こども園、小学校・中学校、高等学校、市立図書館をはじめとする関係機関、団体が目標と情報を共有し、相互連携して取り組むことが特に大切です。ボランティアを含めた関係者、関係機関、団体が連携・協力できる関係を大切にしながら活動に取り組みます。

2. 子どもの読書活動を支える人材の育成

計画の推進にあたっては、子どもと本を結びつける「人」の存在が重要です。そうした人材を育てるために、研修などによる図書館司書、学校図書館司書の資質向上やボランティア、関係団体などの育成、支援、協働をすすめていきます。

3. 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の意義や需要要請に対する市民や関係団体の理解と関心が必要です。家庭、幼稚園・保育園・こども園、小学校・中学校、高等学校、地域、関係機関・団体などと連携しながら、子どもに関わるあらゆる機会を活用して、広報、啓発をすすめます。

4. 財政上の措置等

本計画の実施に向けては、それぞれの機関・施設・団体などにおける具体的な取り組みへの予算・財源の確保が必要となります。市をはじめとして、関係機関・団体などの役割に応じて在世上の措置を講じるように努めます。併せて、関係する職員や人材の確保に努めます。

5. 計画の進捗管理と評価

本計画の実行については、市図書館協議会などにおいて進捗管理と評価を実施し、計画の見直しなどを行っていきます。

資料編

子どもの読書活動の推進に関する法律

中津川市民読書基本条例

第二次中津川市子ども読書活動推進計画策定委員

○子どもの読書活動の推進に関する法律

〔平成十三年十二月十二日号外法律第百五十四号〕

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、[前条](#)の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 **前項**の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 **前項**の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

中津川市民読書基本条例

平成25年10月1日条例第25号

四季の移り変わりが美しい私たちのまち中津川市は、恵那の山々に見守られながら、幾多の時を紡いできました。

また、古くは東山道、中山道、飛騨街道などにより、人、物、文化が行き交い、市内各地の地域色豊かな独自の文化が育まれてきました。

このような文化の中で、各界を代表する先達の輩出は、ふるさとの大きな誇りです。

私たちは、この伝統ある、美しく、文化の香り高いまちの市民として、一人ひとりが更に教養を深め、知的で、心豊かな生活を過ごすと同時に、現代社会から未来の社会に対応していく能力を身に付けるためにも、読書活動は重要と考えます。

読書の大切さを明らかにし、全ての市民が等しく享受できる読書環境づくりとともに人づくりに繋がる読書活動の道標として、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、読書を推進する基本的な考え方を定め、市民一人ひとりの心豊かな生活と活力ある社会の実現を目指すことを目的とします。

(市の役割)

第2条 市は、読書活動の推進に関する総合的な計画を策定し、全ての市民がいつでも、どこでも、誰でも等しく読書に親しめる環境を整え、いきいきとした人づくりに繋がる読書活動を推進します。

(家庭の取組)

第3条 家庭は、豊かな心の育成と絆の深まりを目指して、日常生活の中で積極的に読書活動に取り組みます。

(学校等の取組)

第4条 保育園、幼稚園や学校は、読書活動を推進し、子ども達が普段から本に親しみ、読書を楽しむ習慣をつくっていきます。

(地域の取組)

第5条 地域では、市立図書館を中心に、市内全域の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、蛭川済美図書館、各公民館図書室、その他関係機関やボランティア活動を行っている団体が連携し、読書活動の推進に取り組みます。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

第二次中津川市子ども読書活動推進計画策定委員

	氏名	職名等	備考
1	小木曾 寛美	神坂小学校長	平成31年3月31まで
2	西尾 朋子	下野小学校長	平成31年4月1日から
3	荻山 由子	南幼稚園長	平成31年3月31まで
4	田中 和江	山口幼稚園長	平成31年4月1日から
5	松木 詠史	中津高等学校教諭	
6	桑澤 芳江	中津川市読書サークル連絡協議会長	
7	石田 詔三	中津川青年会議所副理事長	
8	松原 槇子	図書館くらぶ副会長	
9	大山 恵子	ほっとしよくらぶ代表	
10	田中 孝一	あぶくたったの会代表	
11	池田 ひでみ	中京学院大学教授	平成31年3月31まで
12	山田 秀敏	中京学院大学教授	平成31年4月1日から
13	近藤 信幸	元中津川市立図書館長	
14	丹羽 史久	文化スポーツ部次長	委員長 平成31年3月31まで
15	松井 嘉之	文化スポーツ部次長	委員長 平成31年4月1日から
16	二村 英文	中津川市立図書館長	副委員長

事務局（中津川市立図書館）

小池 孝子	館長補佐兼読書推進係長兼図書館司書	
金子 京子	主任主査兼図書館司書	平成31年3月31まで

第二次中津川市子ども読書活動推進計画

2019年10月発行

中津川市

第二次中津川市子ども読書活動推進計画策定委員会

事務局：中津川市立図書館

〒508-0041 中津川市本町二丁目3番25号

電話：0573-66-1308

